

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

第 二 卷 第 四 号
目 録

● 論 說

○ 獄制論(承前)

内務省備獄務顧問

フナセーバツハ君演説

小 河 滋 次 郎 君譯述

○ 清浦警保局長を送る

小 河 滋 次 郎 稿

○ 營業主の後見人の刑事的責任

環海居士述

○ 監獄官練習所卒業諸氏の歸任

岳洋居士

● 法令註解

○ 警察巡閱規則

警察監獄學會編纂

● 雜 錄

○ 看守訓授試作(承前)

門外漢稿

○ 政社に關する、ワシントンの

意見

○ 徳川時代風俗警察一斑

統計

○ 全國營業者に於て賣買したる

火藥類

○ 明治廿三年(十)(十一)月月末

現在四員

● 寄 書

○ 警察の主眼を論ず

橋本縣環南居士 中村市五郎

● 雜 報

○ 花時の警察

○ 巡查借用規則の改正

○ 警部代理の巡查

○ 官署公署の呼出に應ぜざる者

○ 清浦警保局長洋行の噂

○ 裁判所の揭示

○ 巡查を十二圓給とする順序

○ 秋田縣の殺害事件顛末

○ 人力車の検査

○ 密賣淫の審判

○ 第二期監獄官受業生終業式に

就て

○ 父其祝詞

○ 紅葉箭の招宴

○ 四人の外役に就て

○ 監房の構造

○ 教務會

○ 監獄官練習所第二回受業試験

成績表に就て

○ 警察の取締に關する看板

○ 巡查採用規則標準

○ 巡閱の告示

○ 典獄の召集は虚聞な?

○ 戒護を嚴にすへし

○ 警察署留置場の戒護者

● 附 録

○ 現行警察規則釋義

○ 監獄論

警察監獄學會編纂

文學士 久米金彌君

換ハ東京四谷郵便局へ御振込可

本誌定價 一冊金六錢(輕國幣) 二冊(一ヶ月)金拾二錢

警察監獄學會發兌

(錢六金價定部一行發回二月每)

●雜誌購讀者諸君二告ク

第一 警察監獄學會雜誌ヲ購讀セント欲セラル、諸君ハ職業姓名（官衙ニ奉職セラル、）ヲ詳記シ
雜誌ノ號數ヲ指定シ一ヶ月分ノ前金ヲ添ヘ拙者宛申込アリタシ
第二 雜誌代金ハ一ヶ月分前金拾貳錢トス雜誌ハ少クモ一ヶ月分ヲ豫約セラル、ニアラザレハ送
本セズ
第三 雜誌ノ購讀ヲ廢止セラレントスルトキハ必ス前以テ其旨通報アルベシ此通報ナキハ假令
前金打切ノモ雜誌ヲ郵送シレントスル受クベシ
第四 雜誌代金送付ノ手續并延滞ノ場合ハ左ノ如ク取扱フ可シ
一 代金ハ總テ前金拂トシ續キ一ヶ月分取經メ前月末日ヲ期シ便宜郵便爲換若クハ通運便ヲ以テ主任
磯村充貞ノ宛テ送付アルヘシ但郵便爲換ハ東京四谷郵便電信局ヘ振込アルヘシ
二 通運便ヲ以テ送金セラル、モ別ニ持込賃ヲ添ヘラルヘシ又通運便若クハ郵便爲換不便ノ地
三 五厘郵券一割増ヲ以テ拂込アリタシ
四 雜誌代金ハ便宜ニ依リ數月分取經メ豫メ送付セラル、モ妨ケナシ
五 雜誌代金送付セラル、モ別ニ領收證ヲ發セズ雜誌ノ帶封（濟）ノ一字ヲ朱印シ代金送付濟
ノ證トス若シ領收證ヲ要セラル、モ其費用ハ別ニ送付セラルヘシ
購讀廢止ノ通知ナクシテ其月ニ至ルモ向ホ其月分ノ代金送付ナク且ツ雜誌ヲ發送シタルモ
該帶封（濟）ノ一字ヲ朱印シ御送金ヲ促シ若シ次回ノ雜誌發行前ニ於テ拂込ナキモ其姓名
ハ該雜誌ニ掲ケ更ニ御送金ヲ促スヘシ但購讀廢止前ニ係ル雜誌延滞金ハ郵稅先拂ヲ以テ請求ス
第五 雜誌購讀者ニシテ一官衙内ニ奉職セラル、者ハ可成其間ニ於テ代金取經擔當者ヲ設ケ購讀
者ノ出入ヲ報シ代金ヲ取集メ及ヒ之ヲ送付スルノ勞ヲ取ラレンヲ望ム但シ代金取經擔當者ヲ
設ケラレタルモ其官職姓名ヲ通知セラレタシ

警察監獄學會

雜誌出版主任 磯村 兌 貞

卷之五 五言古詩 一 寄育四虎

定スルカ如キハ決シテ事体ノ宜シキヲ得タルモノニ

警察監獄學會雜誌第二卷第四號

論 說

● 獄制 論 (承前)

内務省儲獄務顧問 フランゼーバツハ 君 演說

小河 滋次郎 君 譯述

之ヲ要スルニ前述スル所ノ監獄作業ノ旨義ヲ貫徹セシメンニハ監獄ニ於テハ成ルヘク多種ノ作業ヲ設ケ、幾多個人ノ個人的ニ適應シテ撰擇指定スルノ設備アルヲ要ス。

作業ノ旨義ハ先ツ矯正ヲ以テ第一位ニ置キ次ニ又經濟上ノ關係ヲモ省察セサルヘカラス。

既ニ四人ノ技能ニ應ジテ適當ノ作業ヲ科スル以上ハ成ルヘク其能力ヲ利用シテ之レニ相當スル所ノ工錢ヲ科定セサルヘカラス、比較的ニ僅少ナル工錢ヲ科

定スルカ如キハ決シテ事体ノ宜シキヲ得タルモノニ

囚徒ノ工錢普通儲工錢ト大差アルトキハ民業ヲ害ス。非ラス監獄工錢ハ諸般ノ關係上、固トヨリ普通儲工錢ト同一ナラシムルコト能ハサルヘシト雖成ルヘク之レニ近邇セシムルノ注意アルヘキヲ要ス。然ラサレハ終ニ民業ニ

影響ヲ反ホスノ弊アルヲ免レサレハナリ、監獄工業ヲ以テ民業ニ影響セシメサルノ點ヨリ之ヲ見ルモ監獄ニ於テハ成ルヘク多種ノ作業ヲ具備シ常ニ少數ノ囚員ヲ以テ一種ノ業務ニ從事セシムルコト必要ナリト謂フヘシ。

監獄作業ノ管理法ニ三種アリ、受負業、混同業、及ヒ官司業、即チ是レナリ而シテ受負業ハ管理上、最モ便利ナルカ故ニ之ヲ採用スルモノ最モ多キモノ、如シ然レハ受負業ハ往々受負人ノ利害ト行刑ノ旨義ト衝突シ受負人ノ利益ノ爲メニ嚴正ナル行刑ノ本體ヲ傷ケタル、ニ至ルノ弊アルヲ免レズ、所謂混同業トハ受

負業ト官司業ノ中間ニ介立スルモノニシテ工業ニ關スル素品及ヒ器械ハ受負人ノ負擔トシ監獄ニ於テ就業ニ關スル事項ヲ管理スルモノトス受負業ニ比スレハ大ニ其面目ヲ更正シタルモノナリト雖モ素品保管上、等ニ就キ尙ホ多少ノ損失、不都合アルヲ免レス、官司業ハ監獄作業ニ最モ適シタル所ノ管理法ナリ、但シ最モ熟練堪能ナル官吏ヲ要スルコト一難事ナリト謂フヘシ官司業ヲシテ民業ト競争スルノ弊ナカラシメント欲セハ宜シク官司例ヘハ軍衛、郵便局、鐵道局、警察署、學校、礦山局等ノ需用物ヲ製作スルヲ要ス管ニ官司ノ利益ノミニアラサルナリ

監獄ノ食料ハ少キニ失セス亦タ多キヲ要セス各囚人ノ身体ニ應シテ其健康ヲ保存スルニ必要ナル程度ヲ給スルヲ以テ其元則トスヘシ、人身營養ノ學理ニ就テ之ヲ見レハ飽食必ラスシモ榮養ニアラス宜シク身体ノ構制ニ應シテ必要ナル物質ヲ供給セサルヘガラ

五千六百八十八人ニシテ一年間、死亡統計四千七百七十四人、八十人ナリ故ニ千人ニ付凡ソ死亡八十六人ノ割合トナル(假リニ十二月末日ノ人員ヲ以テ一日ノ平均數ト見做シテ之ヲ計算セリ)

一八二六ニシテ一八八六、其差異モ亦タ甚シカラスヤ死亡ノ多數ハ之レカ爲メニ自由刑ノ本体ヲ傷クルニ至ルヲ恐レズンハアラス

監獄費ヲ以テ國庫ノ負擔トナシ食料ノ如キモ地方物産ノ高低ニ係ハラス全國ヲ通シテ規定ノ分量及ヒ物質ハ必ス之ヲ給與セサルヘガラサルコト、ナサハ庶クハ地方ニ由リ食料ノ給與ニ厚薄ノ差異アルヲ見ルニ至ラサラシムルヲ得ヘシ衣服、臥具其他ノ給與品ニ就テモ亦タ然リ

死亡ノ多少ハ以テ衛生事務ノ伸張ヲ知スルヲ得ヘシ、多數ノ監獄徒ニ小監獄ノ如キハ特ニ病監ノ設備アルモノ甚タ稀ナリ而シテ其之レカ設ケアル者ト

故ニ食料ノ如キモ亦タ宜シク個人的ノ關係ヲ省察シ強役ニ服スル者ハ輕役ニ服スル者ヨリ多量ナラシメ肥大ノ者ニハ瘠小ノ者ヨリ多量ノ食料ヲ給與セサルヘカラス

日本ニ於ケル監獄食料ニ就テ之ヲ見ルニ其分量ハ充分ナルモ物質ノ點ニ就テハ尙ホ不完全ナルヲ免レサルモノハ、如シ

日本ノ監獄ニ於ケル死亡統計ノ多數ナルコトハ實ニ吾人ヲシテ驚愕ニ堪ヘサラシムルモノアリ試ミニ左ニ普國ノ死亡統計ト比較シテ之ヲ示ス

千八百八十七年乃至八十八年ニ至ル一年間ノ普國內務省所轄ノ監獄囚員、一日平均二万五千五百七十三人、八四ニ對シ死亡六百四十七人ナリ即チ一日ノ囚員千人ニ對シ凡ソ二十六人ノ割合ナリトス

日本ニ於ケル明治二十年十二月末日在監人員ハ五万

雖モ房數僅小ニシテ病者ノ區劃充分ナル能ハス輕病者ト重病者ト枕ヲ駢ヘテ相接シ甚シキハ肺病患者ト普通患者ト一室内ニ療養セラル、アリ之ヲ要スルニ病者ニ對スル衛生法ノ如キハ最モ不完全ナリト謂ハサルヲ得ス

教誨及ヒ學業ニ就テハ監獄則第三十條及ヒ第三十一條ヲ以テ之カ規定ヲ設ケリ曰ク囚人懲治人ニハ教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講セシム曰ク囚人十六歲未滿ノ者及懲治人ニハ毎日四時以內讀書習字算術ヲ教フヘシト

教誨及ヒ學業ノ矯正感化ノ上ニ最モ必要ナルコトハ多辯ヲ俟タスシテ明ラカナリ然レモ予カ實見スル所ニ就テ之ヲ考フレハ前述スル所、教誨及學業ニ關スルハ規定ハ徒法ニ屬シ空文ニ止マルニ非ラサルナキヤチ懸念セサルヲ得ス何トナレハ小監獄ノ如キニ至リテハ或ハ教誨師ノ設ケナキモノアリ或ハ教誨ハ隔

論 說

週毎ニ一回、之ヲ行フニ過キスト言フカ如キモノアルヲ以テナリ

學業ヲ教フルノ規定ヲ以テ獨リ之ヲ十六歳未満ノ囚人ノミニ適用シタルハ解スヘカラス、苟クモ無智ハ犯罪ノ重モナル原因ヲナスモノナリト知ラハ、個人的ノ關係ヲ省察シ、無智ナル者ハ其年齡ニ拘ハラス凡ヘテ之ヲ教導開發スルノ必要アルニ非ラスヤ終リニ臨ミ尙ホ懲治人ノ管理法ニ關シ一言ヲ陳ヘテ特ニ諸君ノ注意ヲ請ハント欲ス

懲治場改
良ハ必要

懲治ハ刑ニ非ス然ルニ日本ニ於テハ懲治場皆是レナリ而シテ單ニ之ヲ密接セシムルニ止マレハ尙ホ可ナリ到ル所、囚人トノ離隔、充分ナラス工場ニ教場ニ幼年囚ト雜居セシムルノミナラス甚シキハ成年囚ト群居セシメ或ハ其監房ヲ別房留置者ノ監房ト接近セシムルカ如キモノアリ斯クノ如キハ則チ管ニ

殖産業ヲ授クルノ機會アラシメント欲スレハナリ但

シ懲治場ニ於テハ個人的主義ヲ貫徹セシメンカ爲メニ其定員ハ二百人乃至二百五十人ナルヲ要ス

獨立セル懲治場ノ建設セラル、上ハ裁判官ニ於テ宣告スル所ノ懲治期限ハ今日ノ如ク餘リ短期ニ失セシメサルコトヲ要ス、數日若クハ數週ノ短期限ニ於テ果シテ能ク懲治ノ目的ヲ達スヘキカ、思ハサルノ甚シキモノナリト謂ハサルヲ得ス

監獄改良ノ時機、今ヤ將ニ成熟セリ、此機失フヘカラス、宜シク一瀉千里ノ勢ヒヲ以テ官民協力シテ以テ此事業ニ從事スヘシ、猶豫ハ事ノ破ルルノ端緒ナリ、苟クモ改良ノ必要ヲ感スルノ事項ハ猶豫ナク之ヲ決行シ前途、横ハル所ノ幾多ノ障害物ハ盡ク之ヲ排斥スルノ勇氣ナカルヘカラス、予カ今日、諸君ニ對シ清聴ヲ煩ハセシ所ノモノハ或ハ皮相ノ解タルヲ免レサルモノモアラン或ハ誤謬ノ見タルノ譏ヲ受クルモノ

論 說

四

刑法上無責任ノ者ヲ待ツノ法ニアラサルノミナラスマタ幼年者ヲ懲治シテ罪惡ヨリ解脱セシムルノ道ニ非ラサルナリ彼ノ無心ノ幼年者、其交ル所ニ由ツテ忽チ豹變ス而シテ其豹變スルノ迅速ナル電光モ尙ホ及ハサルモノアリト謂フヘシ、之ヲ嫩芽ニ苛ラサレハ終ニ斧鉞ヲ用フルニ至ラサルヲ得ス慎マサルヘクンヤ

懲治場ハ、獨立シテ之ヲ建設シ決シテ之ヲ監獄ト聯接セシムヘカラス蓋シ懲治場ハ監獄トハ全然、其管理ノ目的ヲ異ニスルヲ以テナリ懲治場ハ目的ハ教育、ニアリ監獄ハ目的ハ刑ノ執行ニアリ決シテ相混同スヘキモノニ非ス

懲治場ハ村落ノ地方ニ之ヲ建設シ教育ニ堪能ナル人物ヲ以テ之レカ管理ノ局ニ當ラシムルコトヲ要ス而シテ其之ヲ村落地方ニ建設スル所以ノモノハ管タニ教育及ヒ健康上ノ便アルノミニアラス又農作等ノ

モアラン或ハ過激ニ涉リ爲メニ當局者ノ感想ヲ害スルモノ亦之レアラン、唯タ一意、日本ノ監獄改良事業ニ熱心ナルノ外、マタ他意アルコトナシ、此ニ謹テ諸君ノ清聴ヲ謝シ併セテ演說セシ所ノ事項ニ就キ誤レルハ正シ過キタルハ寬恕スル所アランヲチ懇請ス



● 清浦警保局長を送る

小河滋次郎 稿

右には治獄の鍵を握きり左には警察の劍を把る、帝國に於ける警察と監獄の全權をバ直接に把持統督するの局に當る者は實に我カ警保局長清浦圭吾君閣下ありとす、閣下カ此難局に當られてより剖理操縱、渾へて其宜しきに適ひ大に我カ帝國の監獄と警察の改良進歩を促進し警察に對しては眞に之れをして其本分たる國家の増城、民福の保介たる作用を全からし

むるに至り監獄に對しては實に之れをして行刑の機關たる功績を擧げしむるに至れり、斯くも監獄をして其固有の職分を盡さしむるに便宜なる寧ろ餘義なき地位に置き換へしむるに至れり、監獄と警察に對する閣下の絶大なる赫々たる偉績は千歳の下、終に之を埋没すべきに非ざるなり、既往、數年間に於ける閣下の偉績に就いて將來を卜するときは愈々益々警察と監獄の全能を發揮振揚するに至らしめ、殊に今當さに閣下の直接なる勸奨と庇護とに由り旺々たる新勢力を以て進行しつゝある監獄改良の事業に對しては倍々其歩武を迅速ならしむへしとは天下有識の士の盡く確信屬望する所なり、然るに今や其確信を負ひ此屬望を荷ふ所の閣下にして、暫時なりとも其衝局を去つて海外萬里の行あらんとす、何人か國家の爲めに又斯道の爲めに之を愛惜せざらんや況んや予輩身を斯道に委する者に於てをや當たに赤子の慈

母に分るゝを悲惜するの感のみに非ざるあり閣下にして若し今、暫時なりとも其衝局を去らば斯道、或は是れより多少の影響を蒙むるへしとは何人も疑懼して惜かする所あるへし予輩亦た苟かに之を虞る然れども是れ未だ閣下の此行ある所以の旨趣を知らざるか爲めのみ、若し夫れ閣下の此行は當だに縁を斯道に絶たざるのみならず反つて大に其斯道に盡くすの雄圖を涵養せんと欲するが爲めにありとせば前きに斯道の爲めに且つ國家の爲めに疑懼悲惜したるの念は翻つて大に其壯行を欣賀祝慶して止まらざるに至るへし予輩、身、斯道に従事し殊に親しく閣下の薰治に浴する者の如きは實に并喜雀躍、殆んど手の舞ひ足の踏む所を知らざるの感なき能はざるなり

大鵬の心、燕雀固とより之を知らず、閣下の此行の主たる目的は或は予輩の窺測すへからざる他の絶大の

點に之れあるへし、果然必らず之れあるへし、然れども閣下の地位と境遇と其天稟の信切心とは終に閣下をして其慧眼を斯道より看過することを許さざるへし、閣下、或は予輩の屬望する所を以て小なりとせん、予輩亦た自ら實に之を知らざるに非らず、然れども自己の嗜好し自己の熱望する、所を以て之を他人に勸むるは人情の通誼なり、況んや斯道の要衝に當る所の閣下に對してをや、予輩或は不明、閣下を知らざるの叱責を蒙むるも此通誼上よりして無理にも其多情多感の敏腦を斯道に傾注せられんことを切望せざるを得ず、他日閣下を横濱埠頭に觀迎するの日は其齊らし歸へらるゝ所の旅囊は渾へて斯道に關するの土産物を以て充溢せしめられんことを注文せざるを得ず、斯道に従事する者亦た皆な同感情ならすんはあはさるなり

閣下、必らず路に香港西崙に寄港するからん然れと

も同所に於ける時勢後れの英風監獄は強いて閣下の一顧を煩はすの價直あらざるへし。閣下の足、始めて歐洲の地を踏むや、先づ旭日、天に朝するの勢を以て發々乎として改良進歩しつゝある伊太利の新世態を觀察せらるゝならん、伊國に斯道の偉人あり、ロンボルソーと稱す一たび其門を叩いて其懷抱する所の奇想を請益せよ、刑理の機軸、將さに之れより旋回せんとする性理的犯罪主義の邪正を採求せよ、同國に於ける監獄の制度は其首都羅馬に於て第三回萬國監獄會議を開きたるより以來、殊に大に改良し、該會議に於て議決したる者にして他國の未だ實行するに至らざるもの同國に於ては既に採つて之を實行したるもの掛からずと聞く、閣下須らく其監獄を實見せらるゝに當り併はせて新思想實行の成績如何をも調査せらるへし。英國の風物は渾へて是れ一時、閣下の慧眼を炫耀するの魔力あるへし、宜しく靜かき其實勢を

看破せよ歴史的因習的制度の内幕を洞察せよ、監獄改良家の泰斗、ジョンホワルド氏の偉蹟を追求めよ、彼の自治の強盛なる英國に於てすら尙ほ監獄費を悉く國庫の負擔と爲すに至りたる事情を探索せよ、其顯著ある好成績を看過する勿れ。佛國は自ら號して監獄改良の標本國なりと稱す、請ふ先づ試みに其監獄の實況を一見せよ、思ふに閣下の胸裡、必らず一の疑問起らん曰く何を以て斯く理論と實際と相矛盾懸隔するの甚しきやと閣下、若し旅館に歸へり瞑目して之を一考せば必らずや治獄に人物を要するの理、益々釋然し、監獄費を以て國庫の負擔に歸一せざるへからざるの理、愈々分明あらん、囚徒流遣の迷想は佛人、尙ほ未だ全く之を脱却するに至らず、宜しく亦た研究の資料を此に採るへし、觀と來れば佛國に於ける獄制退歩の源因は刑理上の新主義に撞突する缺點多し「コードベナール」其物にあるを悟了せらるへ

し。進んで白耳義に於ける模型的の監獄は必らず之を一見せらるゝの勞を厭ふ勿れ、分房制の利弊は同國に於て充分之を精査討究せらるへし、唯た其宮殿的監獄の結構壯宏なるは宜しく冷々に之を看過して可なり。去つて獨逸に到らは滿目の景象、渾へて閣下の心目を惹くにあらざるはあかるへし、他の諸國の風物に對して儉約したる養成したる攢羅包綜したる其得意の敏活なる觀察力は縦心一往、汪々滔々、江河を決して之を海に注するの勢ひを以て其眼に入る所の凡へての物を剖理解明せらるへし、予輩の老師クロネ氏は普國に在り、伯林モアビートの監獄に典獄たり、老練の能、該博の識、近世、得難き斯道達觀の名士と稱す、氏の掌中、既に日本現行の監獄則あり施行細則あり其他我が國、獄務に關する緊要の書類あり、頸を長くして閣下の遠來を待ち託びつゝあるものゝ如し、彼の老翁、必らず滿面の喜色を以

て閣下を賓迎し閣下をして五月蠅きに堪へさせしむる迄に斯道の得意談を繰り返へすへし、務めて我が帝國に於ける監獄改良事業の前途に適切なる方案を具へて之を閣下に獻呈すへし、眼を轉して其組織の簡整かる、紀律の嚴肅なる、行刑運用法の活々生色あるを洞察せよ、而して其由つて來る所の源因を考覈精思せよ、必らずしも大金を賂せすして完善なる分房制を實行し得るの秘訣を研究せよ、一時巨資を投棄するも忽ち之を賠償し得るの方策あるを悟了せよ、エケルト、イリソグ、スタルク、ウヰルト等亦た斯道の達人と稱す、刑法上知名の學者を訪問せらるゝの機會に於て併はせて亦た以上の諸氏をも一顧せらるへし、若し折もあらば願はくは一たび獨逸監獄官吏協會を訪問せらるへし、エケルト氏之れに幹たり、其事務所は多分、ハイデルベルヒに在りと記慰せり、和蘭は監獄改良の祖國と稱す、若し之を一顧せられ

をば多少、得る所あるへし。魯國は予輩、之を閣下に紹介せず、唯だ同國に於ける第四回萬國監獄會議をベートルスブルグに開きたる以後の意氣込み如何を觀察せらるには強ち無益の勞にもあらざるべし。歸途、若し米國を經過せられなば其ペンシルバニヤに於ける其フィラデルフィヤに於ける監獄を參觀せらるゝも亦た一興なるへしと思はる、好奇心ある者、必らず一顧の勞を取ると云ふ。以上は是れ獄務に従事する予輩の地位より閣下に進むる所の冀望あり参考あり、警察に従事する者は亦た其地位其嗜好に相當なる冀望を以て之を閣下に囑すへし閣下、若し幸にして予輩の微衷を採納せらるゝ所あらば何んの幸榮か之れに加へん

閣下の此行あるを聞くや一たびは悲み更らに翻へつて之を喜び今復た別れに臨んで悲惜の情、仰へんと欲して之を仰ふる能はざるの感に堪へず、止むなく

論 說

十

んば行け、成るへく短日月を以て其用務を完了し、予輩をして一日も早く再び其健康なる容姿を拜するを得せしめよ、識得最初句便會末後句、閣下の敏明、何んを必らずしも凡庸の士と班を同ふして多時、彼の地に滞在せらるゝことを要せんや、早く歸來して其養成し得たる雄翼を振張し、益々斯道の改良進歩を董督幫介せよ、萬人皆な重く閣下に屬望せり、殊域風土異なる國家の爲めに厚く其身を自重せよ、殊に閣下は數月來に於ける非常の劇務の爲めに大に其健康を傷害せられたりと聞く、自重自愛、浩興到る所、時あつて其得意の筆を援て煙霞風雲の天眞を寫し出すも亦た攝養に定る、伏して閣下の萬福を祈る

●營業主の後見人の刑事的責任に關する質疑

環海居士述

因ならん去れど後見人は果して刑事上責任を有するものなる乎今之を論究するに際しては後見人と云へるものゝ意義を一定し置かざるへからず歐洲諸國の法律に従へば未丁年者等の一切の權利行為を代表するものを後見人と稱し單に其權利行為を必ずに際し立會ふ者を保管人と云ふ後見人は未丁年者及民事上禁治產者（刑事上禁治產者の爲めに治產人を置き瘋癲者の爲めに假管理人を置く兩者名稱を異にす）雖其責任は後見人と同一の爲めに設定され保管人は自治未丁年者及心神耗弱者若くは浪費者等の如き唯禁治產者の爲めに設定さるゝものなり前者は一切の權利行為を代理するものにして後者は或る一部の行為を監督するものなり故に後見人は一切の行為に付責任を有せざる可からずと雖保管人は其干與せし行為に付責任を有するのみ細則中の所謂後見人とは歐洲諸國の後見人の謂なる歟又保管人の謂なる歟

我國地方營業取締細則中或る種類の營業に限り其營業主未丁年若くは瘋癲白痴なるときは後見人を設置すへき旨を規定せしもの少からず去れど後見人は被後見人か自己の財産を進退すべき能力なきに依り止むを得ず一時之を管理せしむる爲めに設けらるゝものあれば純然たる民事上の制度たるや明かなり然るに保安警察の爲めに發布する營業取締細則中に此民事上の制度を移し來て其目的を達せんと欲するは稍々肯綮を得ざるものゝ如し殊に余輩は刑事上お於ける其責任に付き疑なき能はざるなり請ふ左に之を論述せん

後見人設置の一條を營業取締細則中に加へし原因は一にして足らざるへしと雖刑法上責任なき幼者若くは瘋癲者等の營業主たる場合には好し法令に違反するも處罰すること能はざるに依り後見人をして代て其責に任せしめんと欲するの趣旨實に其重なる原今假りに後見人は其被後見人たる營業主の一切の行為を代表するものとして立論するも之をして刑事上の責任を負はしむること能はす蓋し代理人の行為は法理上被代理人の行為と同一視すへきものなるも之れは是れ適法の範圍内に於て爲したる場合にして代理人か其權限を踰越し法令に違反したる行為に付て代理人躬自ら其責に任せざるへからず即ち代理人は如何ある場合を問はず刑事上の責任を負ふへきものなるを以て後見人の自己の過失若くは故意により違法の行をなさん自ら其責に任せざる可からずと雖本問題に於ち此一般の法理を適用すること能はざるか如何となれり取締規則に専ら營業を制限するものあるか故に其制裁の如きも概ね營業主に對して規定したるを以てあり稀れに營業主以外の者を罰する場合ありと雖後見人の所罰せらるへき場合の必ず營業主其責に任すへき場合なり要するに如上の犯罪

構成の要件の第一法令に違反する行為、第二營業主の之を遂行すること、の二者なるを以て營業主に非されり犯すこと能はざる所のものなり若し夫れ此種の犯罪をして刑法に規定する重罪輕罪違警罪の如く何人も犯すを得べきものならしめり後見人も亦其責に當らざる可からずと雖如何にせん營業主と云へる資格の犯罪成立の一要件なるを以て、營業主に非ざる後見人の所罰せらるべき理由なきや明白なり去れど我國從來の慣行を考へ且つ當局者の意思を推究するに後見人と云へるに單に被後見人の行為を監督し之をして失當の行をなさしめざる前段に所謂保管人と同一様のものと解する敢て不可なるべき歟此種の解釋に依り立論するも後見人の刑事上の責任を負ふの理由なし、保管人の後見人と異り一切の權利行為を代表するものに非ずして只其行為に付立會をあたすに過ぎざるを以て被保管人の主にして保管人



監獄官練習所卒業諸氏の歸任を

送る 岳洋居士

流水時光容易過、翠頭枝上已青梅短からぬと思ひし豫定の學期も、秋、過ぎ冬逝き、春を迎へ、花紅柳綠、都景已に成つて端なく此に月を閲みする六、日を數ふること百六十有餘日に涉り、綾瀬橋畔、「しゐて行く人をとゝめむ櫻花、いつれを道とよふまでちれ」てふ感を残して親愛ある諸君と別離するを得ざることゝありぬ、誰れか別離を悲まざるものあらんや、然れども之を悲むは私事にして而かも一時の感情のみ、此一時の感情を去り且つ公明の活眼を開て觀察し來るときは、當だに諸君と別離するの悲むへからざるのみならず、大に之を欣祝慶賀すべきものあることを知る、蓋し之を欣祝するは斯道の爲めなり之を慶賀するは邦家の爲めなり、斯道將さに是れより改

の従ありと云はざるへからず更に論歩を進むれり被管理人の自己の名義を以て財産を進退し保管人の之を監視し之に立會ふに止るのみ名義の存する所の刑事責任の存する所（民事上の責任は此限りに非ず）なるを以て營業主たる被管理人の其違法の行為に付さ所罰せられざる可からず

概するに何れの點より討究するも本問題の後見人の刑事上の責任を負ふべきものに非ず唯り後見人に關する本來の法理及び刑の犯法者に科すべきものにして之を他人に推及すへからずとの刑法上の法理には背反すと雖法令の解釋上如上の論決をあたさる可からず而して右に關する立法論に至ては未だ攻究せざるを以て茲に之を論述せし但し後見人の制の如きは豫め詳細の規定をなすに非ずんば實際上紛繁綿容易に其權義を判知すへからず且つ其制は各地區々ならんよりは寧ろ全國畫一ある可なるものゝ如し

良せらるへく進歩すへく大に舊來の面目を更新すへし、邦家將さに是れより安固なるへく健全なるへく大に罪累を驅逐して其負擔を軽減せしむるを得へし斯く言は、或は予輩を以て放言漫語を吐くものなりと爲すものあるへしと雖も是れ決して放言に非ず漫語に非ず、斯道の目的は實に犯罪の防遏にあり、故に苟くも斯道を研究し修練する以上は必ずや監獄は此目的を以て組織運用せられざるへからず、組織運用其宜しきを得るの日は即ち監獄改良の實績を奏するの日なり、監獄改良の實績を奏するの日は即ち犯罪を防遏少くも、減小して國家の負擔を輕め民産及び人身の安固を全ふし得るの時なり、監獄官練習所設置の目的も亦た實に此に在り、幾多の雋英を全國より招集して監獄學の理と術とを研究練磨せしめられし所以のものは豈夫れ他あらんや、諸君にして若し果して此六個月の學期を以て充分に斯道の理術に

通曉熟達することを得られたりとせんか、監獄の改良は期して待つへく其目的を達すること亦た自然の結果として我か眼前に將來すべきのみ、濟々たる多士其數總へて九十二名、皆是れ多年經驗上に學理上に既に其素あるの人に非ざるはなく殊に精勵刻苦、些との油斷もなく、其敏活ある理解力を以て學期六個月専心、此に従事せられたるは予輩の親しく諸君と相交つて之を知り精勵刻苦の効空しからずして終に能く斯道の理術に通曉熟達せられたることも亦た予輩之を保證するに毫も躊躇する所あらざるなり、諸君を信するの厚き予輩豈に此別離の前途を卜して斯道及び國家の爲めに大に欣賞せざらんと欲するも得んや

予輩、實に諸君を信すること厚き故に従つて諸君に冀望し注文する所、亦た甚だ多からざるを得ず、諸君は其良好の成績を以て得有せられたる彼の名譽

に由つて其人物を輕重するか如き愚を學はざるへし不幸にして拔萃の高點を得ざりし所の諸君は宜しく其心に安んずる所ありて可なり、高點を得たる者、必らずしも得々たる勿れ下班に列したる者漫に失意することをも休めよ、セーバツハ氏の諸君に告白したるか如く練習所は唯だ一の目的を達するの手段のみ方法のみ、諸君の人物と技倆とを鑑識するの試金石となるべきものは此に非らずして彼れに在り、彼の實際の運用如何に在つて存す、彼の名譽ある成業證書をして燃灼たる光輝を發揚せしむるの日は將に數年の後にあるへし、諸君は須らく先づ一時彼の成業證書をば深く紙屑籠の底に埋藏し始らく口を緘して復た之を語るへからず、予輩が實に諸君に冀望し注文する所のものは其研究練習せられたる凡ての事項を著々實地的に運用し、角稜なく圓滑に、融解混和せしむるに至らんことを期待するに他事あらざる

ある成業證書をして徒らに卓上の飾物たるに止まらしむる勿れ、語を換へて遠慮なく之を言へば、諸君は決して彼の成業證書を以て貴重の寶物視すること勿れ、詮じ來れば固く是れ諸君が試験前、兩三日間其寢食を安んぜずして心配苦勞したるの報酬に過ぎざるのみ、多く心配し多く苦勞したるものは即ち高點を占め其度合の少きに從つて得る所の點數も亦た遞減せり、點數の多少は以て人物を高下するに足らざるは論なきのみ、予輩が所謂良好の成績とは試験得點の數を標準として之を斷定したるものに非ず、其本來の人物と平生の技倆を察し、精敏ある頭腦と熱心なる精神とを以て六個月、一日の如く蹇々、屈撓する所なくして斯學に黽勉刻苦せられたる所に據り、教官及び其他の當務者の確認を保證として之を斷言したるあり、思ふに賢名ある地方長官及び典獄諸君も亦た必らず此に達觀する所ありて強ち試験法の優劣

あり、諸君か之を實地に應用し活用せんと欲するの決心あるは予輩能く之を知る、又諸君の頭上、尙ほ典獄あり地方長官あつて其意思行爲を制肘、否か、自由ならしめざるを以て時あつて或は不如意の感なきこと能はざるの事情も亦た予輩能く之を知る、始めより多くの望みを有する者は失望を感じるの場合亦た多からざるを得ず、諸君は宜しく其地位と職權と境遇を省へり多望あるも容易に之を發せず先づ其行に敏にして其言を少くし上下に對するの信用を鞏固ならしめたる上に於て徐々に其翼を展張せんことを努むへし、得意に乘し失意に屈するの危機を慎み、輕々しく其千金の身を進退するが如きことある勿れ、諸君が歸任して其實務に當るの日は思ふに一身三様の任務を盡さるを得ることあるへしと信ず、曰く典獄の顧問とあつて獄務の改良を規劃すへし曰く

其學習したる所に據つて模範的に其常務を執行すへし曰く監獄官吏の教官とかつて其習得したる監獄學の理術を傳習すへし此三様の任務は諸君歸任の身邊を進捗して一日も其側を離ることあるへからず、其責任も亦た重且つ大ありと云ふへし、重大の責任を負ふて前途多望の難局に當る、豈に亦た男兒の一大快事ならずや、何んぞ其勞を厭はん、唯だ予輩の恐るを所は勞の多きに非ずして勞の少きにあり、責任の重大あるに非ずして反つて其輕微なるにあり、長官にして若し諸君を用ふるの明なくんば諸君は徒らに其爲すあるの才を抱いて宜しく其無事あるに苦しますんばあらず、諸君をして無事に苦ましむるは曾たに諸君の不幸のみならず其地方の爲めに、斯の事業の爲めに、監獄官練習所設置の旨趣に對し、最も其失當を痛嘆せずんばあらざるなり、予輩は諸君の爲めに諸君の長官に對し其有爲の器たることを紹介するを渴望せり、改良芝居の幕は將に諸君の歸來を俟つて之を開かんとするの準備に忙はし、機失ふべからず早く歸任して諸君の面前に横はる此好機會を捕捉せよ、捕捉し得たる所の機會を利用せよ、活潑なれ、また慎重なれ、監獄改良の事業は是れより各地方の競争的事業あることを記憶せよ、成績の優劣は今後、數年の後に於て公明する社會の鑑識に由つて判明せらるゝに至ることを覺悟せよ、優等の名譽は諸君の一身に止まらずして其地方の名譽なり其監獄の名譽ありまた國家の名譽なり、劣等の不名譽は曾たに諸君の一身を煩はすのみならず其典獄其知事及び其地方の名譽を損傷し延いて國家の不名譽たらんとす、蓋し斯の事業は之を廣くしては萬國競争的事業たればなり、諸君夫れ之を努めよまた國家の爲めに厚く其健康を自重せよ、歳光、流るゝか如くんば斯の改良事業をして射るか如くならしめ、決して事

に躊躇せざるへし、士は己れを知る者の爲めに死すと、各地方直接の長官たる典獄諸氏にして若し厚く此練習所卒業の諸氏を信用せば諸氏は其責任の重大なるを勞働の繁劇なるとは毫も之を厭ふことなく孜々汲々、喜んで其任務を盡くすへきこと勿論にして其結果は遂に監獄改良の實効を奏するを得へし、予輩は重きを以て諸君に托せんと欲すると同時に諸君の長官諸氏にして先づ己を空ふして重く諸君を信任するに主らんことを切望せざるを得ず、

行け矣諸君、一日も早く其任地に歸へれ、指折り數へて諸君の歸來を待つもの豈に曾たに諸君の慈父母愛妻子のみからんや、諸君を信愛する所の典獄は其頭腦を開いて、一日も早く諸君か齎らし來るの新知識を注入せんことを翹望し、諸君を敬重する所の同僚及び配下の諸氏は其健康を鳴らして一時も早く諸君か學習し來る所の新制度を實行し、少くも修練せんことをして時に後れしむること勿れ、唯だ夫れ輕躁を避けてよ。

法令註解

警察巡閱規則註解(承前)

十五 火災消防及器具ノ使用

火災消防ノコトハ警務ノ主要ニ屬スル一事タリ然レトモ實地消防ニ從事スル者ハ消防夫タラサルヘカラス此項ニ於テ査閲ヲ要スヘキ要領ハ時ニ臨ンテ消防夫等ノ如何ニ働クカヲ見ルニ在リ
消防組編成ノ事ハ地方自治團體即チ市若クハ町村ニ於テ之ヲ掌ルチ以テ警察職務ニ關シテハ之レニ干與スヘキニアラスト雖既ニ編成シタル消防夫ヲ監督シ及之ヲ指揮スルハ尙ホ警察官ノ職權ニ屬セサルヲ得サル事情アリ勿論市長若クハ町村長ト雖之レカ監督指揮ノ權ナキニアラス其市町村ニ長トナリ公共ノ事

法令註解

十八

務ヲ取扱フ以上ハ其部下ノ監督指揮ヲ他人ニ委任ス
ヘキニアラサルヤ明ナレトモ實地火災ノ場ニ臨ンテ
紅烟飛散ノ庭ニ入り消防夫ヲ指揮スルカ如キ事務ハ
市町村長ニ適セス當然ノ職掌アル警察官ニ委スル方
遙ニ得策ナルヘキナリ故ニ巡閱規則ニ於テ之レカ查
閲ヲ爲サシムルナリ

火災消防ニ必要ナル器具ノ備否及其使用法ノ熟否ヲ
檢スルモ亦警務上ニ缺クヘカラサル事項トス一般地
方ノ狀況ヲ察スルニ消防器具ノ備ハラサルノ通患ア
リテ自治團體ノ缺點タルニ心付カサルモノ少シトセ
ス器具既ニ備ハラス如何ゾ使用法ノ熟否ヲ檢スルヲ
得ン巡閱官ハ宜シク器具ノ整備ヲ獎勵シ其既ニ備ハ
ルモノハ使用法ノ熟否ヲ檢スヘシ

十六 警察上緊要ノ器具

警察上緊要ナル器具トハ如何ナル器具物品ヲ指スカ
トハ巡閱規則ノ表出シタル當時疑問ヲ抱キタルモノ

ニ茲ニ緊要ノ器具ト掲出サレタルハ巡閱官ノ目ヲ充
分ニ働カシ注意ノ周到ナランコトヲ期スルニ在ルナ
リ今試ニ緊要ナル器具トモ稱スヘキモノヲ擧クレハ
大略左ノ如キモノナラン

- 一 手錠捕縄ノ類
- 一 非常報知ニ用ユル半鐘板木ノ類
- 一 病人運搬臺ノ類
- 一 火災ノ際身体器物ヲ救助運搬スルノ用ニ供ス
ル器械ノ類
- 一 河海ニ沿フタル場所ニ在テハ浮袋ノ類
- 一 非常用提灯旗ノ類
- 一 事變報知機ノ類
- 一 電信電話機ノ類

其他警察事務執行上必要ナル器具ノ類
勿論緊要ナル器具ト云フ以上ハ署内ニ於ケル椅子机
卓等ノ如キ物品ヲ指シタルニアラサルナリ外部ニ於

アリ今日ト雖地方ゴトニ區々ノ見解ナシ或ハ此項
目ヲ甚冷淡ニ看過スルモノナキニアラス然レトモ茲
ニ此目ヲ掲ケテ査閲ヲ爲サシムルモノハ決シテ謂ハ
レナクシテ可ナランヤ蓋緊要ナル器具ト掲ケタルヲ
以テ普通必要ナル器具ノ外ニ尙ホ緊要ナル器具トス
ヘキ器具アルヤヲ疑フモノアリテ種々ノ物品ニ就テ
思想ヲ捏造シ斯々ノ物品コソ緊要ノ器具ナランカナ
ドト思案ヲ疑ラスヨリ却テ緊要ノ器具ノ備ハラサル
ヲ發見シ得ス或ハ又警察ノ事務ヲ執行スル上ニ於テ
ハ一日モ緊要ノ器具ヲ缺キ得ス何ゾ故ラニ緊要ノ器
具ノ備否ヲ檢スルヲ要センヤト斷案ヲ下シ敢テ之レ
ニ注意セサル等如何ニモ本旨ヲ失ヘルモノアリ因テ
聊カ之ヲ辨セント欲ス

緊要ト云ヘハ實ニ重キ語ナリ故ニ疑問モ生シ又ハ其
緊要ト稱スヘキ程ノ器具ナシト考ヘラル、モノアリ
動モスレハ此項ノ旨趣ヲ失ハシコトヲ恐ル畢竟スル
テ缺クヘカラサル器具ナルコトハ明了ナル事ニシテ
何人ト雖那ノ疑アラサルヘシ水上警察署ニ於テ小蒸
汽船ボート通船等ヲ備ヘ置クモ亦緊要ナル器具トス
ヘキナリ

十七 集會ニ關スル取締

集會トハ政談演說會及學術演說會ハ勿論何事ニ寄ラ
ス社交的ノ集會ニアラサル總テノ集會ヲ稱シタルナ
リ其中ニ就テ政談演說會ノ如キハ特ニ注意シテ之レ
カ取締ヲナスヘキモノトス演說會ノ外政社及政黨員
ノ集會ノ如キ議員撰擧ノ場合ノ如キハ皆集會ノ取締
ニ關セサルハナシ

集會取締ノ事ハ高等警察ノ範圍内ニ屬スルモノ多シ
而シテ事稍機密ニ涉ルノ嫌アリ故ニ此項ニ於テ之ヲ
詳述スルヲ得ス唯望ラクハ警部長ニ於テ巡閱ニ從事
セラル、ノ際各署ニ於テ取扱ヒタル事件並其狀況署
長ノ注意ノ粗密取締方ノ寬嚴等ヲ視察シ大約府縣内

雜 錄

(未完)

同一ノ方法ヲ用フルコトニ着眼アラソコトナ

●看守訓授試作(承前)

門 外 漢稿

四、立番ニ關スル心得
夫レ獄治ノ要ハ犯罪者ヲ確實ニ拘禁シテ逃走ノ途ヲ絶テ兇徒ヲシテ能ク遷善悔過セシムルニアリ而シテ在監人ノ逃走ヲ防制スルハ拘禁上第一ニ注意スヘキ事ナリトス若シ拘禁確實ナルコト能ハサレハ矯正感化何カアラン獄治ノ目的得テ貫クヘカラス監獄ノ監獄タル所以ナサヘモ失フニ至ラン豈ニ慎マサルヘケソヤ

然リ而シテ在監人ノ逃走ヲ爲スヤ其方法手段ハ實ニ吾輩ノ豫想外ニ出ツルモノアリ之ヲ防クハ戒護ノ緩

全フセハ假令ヘ逃走セントスル者アルモ直ニ之ヲ認知シ其目的ヲ遂ケシムルヲナク監獄内ヨリノ逃走ハ終ニ其跡ヲ絶タシムルニ至ルヘシ立番ノ逃走防制上ニ効用ナ有スル夫レ此ノ如シ因テ試ニ立番ニ必要ナル事項ヲ左ニ列舉シテ訓授者ノ參考ニ供セント欲ス

- 一 立番ニ出ルキハ捕縄手帖及呼子笛ヲ携帯スルヲ忘却スヘカラス
- 二 立番中ハ服裝及姿勢ヲ正フシ不斷其警守線内ヲ偏ク注視スヘシ
- 三 立番中ハ許可ヲ得スシテ濫リニ其場所ヲ離ルヘカラス
- 四 立番中ハ腰ヲ掛ケ又ハ牆壁等ニ倚リ掛ルヘカラス
- 五 立番中ハ書籍法令新聞紙等ヲ讀ムコトヲ嚴禁ス
- 六 立番中ハ決シテ喫烟又ハ公務外ノ交談ヲ爲

嚴精粗ニ在テ存スルナリ是レ監獄内ニ立番ヲ設ケテ監視スルノ必要アル所以ナリ然レモ立番ヲ以テ一ニ逃走者ヲ捕獲スルノミノ用ニ供スルモノトスルハ誤レリ立番ニ巡警ニ夫々戒護ノ道ヲ盡スノ要ハ不虞ノ備アルヲ示シ在監人ヲシテ到底目的ヲ達スルコト能ハサルヲ觀念セシメテ逃走ノ念慮ヲ絶タシムルニアリ是ヲ即チ立番ヲ設クルノ本旨ヲ得タルモノナルヘケレ而シテ此本旨ヲ得ルト否トハ一ニ戒護者ノ注意如何ニ因ル戒護者ニシテ不注意ニ失シ在監人ヲシテ乘スヘキノ間隙ヲ得セシメハ折角ノ良法モ徒法ニ歸シ儀式上ノ備ヲ爲スニ止ルヘシ戒護ノ局ニ當ル者ハ熟ク猛省セスンハアルヘカラス又逃走ハ普通風雨ノ夜ニ多シ風雨ノ夜ニ在テ立番中ハ一層注意ヲ加ヘ獨リ視力ノ銳キヲ要スルノミナラス聴力モ亦之ニ伴ヒ些細ノ音響ニテモ能ク之ヲ聽得シ惡謀ヲ未發ニ豫防スルノ覺悟ナカルヘカラス如此ニシテ立番ノ効用ヲ

- スヘカラス尙喫烟具ヲ携帯スルコトモ嚴禁ス
- 七 近傍ニ於テ笛聲起リタルキハ先ツ自己ノ笛ヲ吹キ尋テ笛聲ノ來リタル場所ニ向テ駆付ケ應援ナスコトヲ怠ルヘカラス
- 八 立番中ハ強雨大雪ノ場合ニアラサレハ立番所(宿舍)内ニ入ルヘカラス
- 九 夜間ノ立番中ハ睡眠セサル様一層注意スヘシ
- 十 風雨及夜間ノ立番中ハ一層視察ニ注意スヘシ
- 十一 立番中ハ其警守線内ヲ通行スル者ニ注目シ用向ナキ者ハ其通行ヲ制止スヘシ
- 十二 立番中異狀アルヲ認ムルカ又ハ他人ヨリ密告ヲ受ケタルキハ直ニ看守長ニ報告スヘシ
- 十三 事變ニシテ急遽ニ出テ猶豫シ難キキハ直ニ

其場所ニ至リテ相當ノ救護ヲ爲スヘシ

十四 反獄若クハ逃走者アルヲ認ムルハ先ツ呼

子笛ヲ吹キ直ニ鎮壓捕獲方ニ從事スヘシ

十五 門衛者ハ出入スル者ニ注目シ面識ナキ外人

ナルキハ其姓名及用向ヲ手記シ置クヘシ

十六 門衛者ニ於テ疑ハシト認ムルハ其出入ハ

上官ノ指揮ヲ受クヘシ

十七 立番中見聞セシ事項ハ細大トナク悉ク手帖

ニ記註シ置クヘシ

十八 交代ノ節ハ立番中見聞セシ事項ヲ交代者ニ

告知シ休憩所ニ歸着スルハ其都度異狀ノ

有無ヲ看守長ニ報告スヘシ

●政社ニ關スル「ワシントン」ノ意見

千七百九十四年八月廿六日附合衆派の結社に關する
書翰

働を補助すると共に又之を妨害するに至るへし一
州國に於ける地方的事項を目的と爲さるる限りハ
余ハ此集會の友たる能ハス

●德川風俗警察一班

●明曆三年三月十二日

大○き○あ○る○釘○隠○し○大○き○な○る○引○手○障○子○金○減○金○な○と○結○構○に
仕○間○敷○候○縱○令○何○方○より○御○誂○相○成○候○其○結○構○に○致○申○間○敷
候○其○上○上○方○他○國○へ○商○賣○物○議○候○共○左○様○相○心○得○可○申○事

●同年六月廿五日

覺

跡々より度々風呂屋ともに申渡候通り吉原町御立て
被○成○候○に○付○彌○々○當○月○十○六○日○切○に○遊○女○の○分○町○中○御○拂○被○
成○候○自○今○以○後○風○呂○屋○に○遊○女○隱○置○候○は○、○五○人○組○は○不○及
申○其○一○町○の○者○に○御○掛○り○可○被○成○候○間○町○中○致○僉○儀○若○只○今
ま○て○隱○置○候○遊○女○有○之○候○は○、○早○々○拂○可○申○候○少○も○相○背○申
間○敷○者○也

●萬治二年正月十七日

覺

一町中にて子供たこ上候事前々より法度に申付候

余ハ此社員等カ善良の意思を懷抱せず又此社員等
ハ能ク其首領の企圖を熟知せざるものと認定す若
シ夫れ其首領の畫策及其性格に注目する者あらハ
政府に對する不信用を民間に流布せんカ爲め殊更
に組成せし徒黨たるを窺知すへし而して彼等カ下
種したる所のものハ早晚萌芽を發し菓實を生する
に至るへし故に其根原を明にし其目的を告示し以
て之を撲滅し(追訴の方法ハ却て新勢力を彼等に
與ふるカ故に之に據るヘカラス)以て民衆をして
之を信用せざらしむるに非ずんハ此種の結社ハ根
本より政府を轉覆するものありと余ハ初めより撰
定せり

千八百七十六年九月三十日附書翰

貴兄の綱領を示めされたる結社に關してハ余ハ好
果と共に惡果をも來たすへしと推察せり是れ實に
國家内に一種の國家を設くるものにして公共的活

處頃日者猥に候向後可爲停止並にたこを作り商
賣仕候者可爲曲事事

一辻立門立致人寄せ仕候儀是又可爲停止事若し於
相背は急度曲事に可申付者也

●同四年正月

此年四月廿五日

銘々召抱置候下女御法度の大卷物等の帶ゑり仕候は
見付次第髪をそり可申候

●同年二月十三日

町中にてはいた女(今の密淫)抱置候儀前々より堅く
御法度に被仰付候自今以後一人も抱置申間敷候若脇
より於相聞は當人は不及申家主迄急度曲事に可被仰
付候間左様に相心得常々五人組立合無油斷詮儀可仕
候事

●寛文元年正月十五日

被仰出拔録

下女はしたものの盜等仕候ても女の義公儀へ申上候を
遠慮仕候と聞召候習あしく成候心得そこゐひの様に
思召候間向後は番頭共承り届け科の輕重に隨ひ可申
付旨被仰出候

●同年十二月廿二日

覺

一諸見物芝居物仕候者は堺町、葺屋町、木挽町、五丁目、六丁目此所にて可仕候自今以後他所の町中にて堅仕間敷事

一勸進相撲前々より町中にて御法度に候間彌其旨相心得町中にて爲致申間敷候附めつた的町中にて爲仕申間敷事

一勸進能仕候者於有之は町年寄方まで相斷可申事
同年十二月廿三日

覺

一ばいた女の類一切置申間敷候旨數度町中へ雖相觸候隱置候もの有之由に候彌吟味仕隱置候者於有之は早々御番所に可申上事

一ばいた女御番所に駈込候は、其女身まゝに被成候間早々可申上事

一先日も如相觸候町中茶屋賣仕候者並振賣之賣賣夜に入堅商賣仕間敷候御改の衆御廻り被成候間相背候者急度曲事に可被仰付事

●同年分月日不覺
跡々も度々如申付候仕間敷候旨數度町中へ雖相背仕立仕間敷仕相撲喧嘩口論仕出し候は、當人は不

くといへども被仰出無之ゆへ近年追腹の者餘多有之向後左様の存念可有之者には常々其主人より殉死不仕候様に堅可申合、若以來於有之者其主人不覺悟之越度たるへし跡目の息も不令押留儀は不屈可被思召者也

右の趣雅樂頭口上を以て申渡
●同年五月

振舞膳部の覺

一御鷹の鳥拜領披露の時老中於招請檜之木具盃臺三迄は不苦三汁十菜、向詰香物吸物并肴五種

（押へ）但内々にて被之時又は老中招請たりといふとも常の振廻には可爲塗膳、向詰は無用の事

一雖爲國持大名不時の振舞は二汁七菜たるべし小身の面々は縦へ兼てより雖爲約諾此數量を用へし總て後段吸物肴等も軽く可仕事

附振廻の刻又は常にも杉重の菓子可爲無用折檻不苦事

一組中振廻又は相役人等寄合の節は二汁五菜に不可過事

●同四年五月廿七日

及申其所の家主急度可申付候間左様心得可申候附方々廣小路に万商賣物自今以後堅置申間敷候猥に違背仕においては是又急度曲事に可申付事
右は六月九日御觸町中連判
●同二年正月六日

覺

一町中表裏の松飾明七日朝取可申事

一町中にて左義長前々より堅御法度に候間一切仕間敷候若相背さ左義長致候は、其町之者共御穿鑿之上急度可被仰付候間左様に相心得可被申候以上

町年寄三人

●同年正月十八日

一野老共乗物にて方々ありき候由被聞召候間自今以後馬駕抱てわきありき仕間敷候事

一葺屋町川岸端に罷在候一錢茶屋向後置申間敷事

覺

●同三年五月廿日（四代將軍家綱）

今年始て殉死御制禁の趣被仰出候

覺

殉死はいにしへより不義無益の事ありといましめ

一町中表裏に茶屋構にいたし女を差置商賣仕候由自今以後は堅無用に可仕事

一町中さ敷女を抱置たさやと名付る女有之由自今以後は左様の商賣仕候もの一人も差置申間敷候事

右五ヶ條の趣名主五人組切々立合互に吟味仕町中に一人も差置申間敷候若於有之は可爲曲事

●同年九月七日

町中毎夜七八人連にて挑灯を持かねたゝ念佛を申歩行もの有之候間町々に吟味仕自今以後左様成者出し不申候様可仕候若相背候は、曲事可被仰付旨御公儀様より被仰付候間町年寄衆にて町中被申渡候

●同五年十一月九日

覺

一前々よりはいた女御法度の旨數度相觸候得共町中はいいた女隱居候者有之由に候就夫自今已後は新吉原町之者町中にてばいた女見出し次第其家主并其町々名主方に相斷置其上兩御番所へ御訴認可申上旨新吉原の者共に被仰付候間若町中にて紛敷女新吉原の者共見出し家主方より相斷候共ねたり者に取あし候間敷候被相斷候者共御

番所に罷出申分可仕候此旨違背不仕候様町中家
持者不及申借屋店借地借等迄急度相守可申事

一町中差物屋所々大小によらず宮を拵置賣買仕候
由自今以後は左様成宮拵置賣買不仕候様に指物
屋共に可申候若宮誂候もの有之時は月番の町年
寄方へ參何方にて誂候由斷を申帳に付其上にて
宮拵遣し可申事

●同年十二月廿四日

覺

町中にて水あひせの事此以前より如相觸候親類縁者
召仕の者迄銘々屋敷之内にて水あひせ可申候他人
は一人も出合申間敷候尤笠鉾作り者以下何にても一
切仕間敷候家持は不及申借屋店借召仕等迄堅可申觸
若相背候は、急度可被仰付候

●同年三月九日

覺

町年寄三人

今度湯島家持の町人遊女持候者を乍存店を借御穿鑿
の時かくし争ひ證文なといたし其上顯れ候に付家屋
敷御取上江戸追放被仰付候向後家持の面々彌店衆相
改遊女持候者不罷在候様可致候事

●同年六月十一日

●同八年二月廿八日

禁裏仙洞御所方守護之御條目拔錄

左○義長御作法迄にちいさく被仰付并盆の燈籠輕有之
様可然事

●同年三月十五日

覺

一町人帶刀江戸中徘徊彌堅無用たるへし但免許の
輩者制外の事
書留

●同年同月

覺

一新吉原家作嫁娶振舞惣ての儀江戸町中六法式承
り合隨其分限輕く可仕事

一新吉原町のもの衣類絹紬木綿可着之事
附遊女の衣類何地にても可爲細屋染事

一新吉原に駕籠にて通ひ候者有之候は、其所へよ
せ付申間敷候但無理に參者於有之は奉行所に急
度可申上事
附手負有之候は、無隱置可申上事

三月日

一堺町木挽町見世物不可結構并惣役者衣類絹紬木

町中に似せ野老をこしらへ付髪裝束持參いたし方
々へ參又借裝束坏にて狂言爲致候由相聞候自今以後
左様の者於有之者捕可差出候若脇より相聞候は、家
主五人組可爲曲事もの也

●同年八月廿三日

申渡拔錄

出家の中或は老人或は病者或は無才又文盲なる者は
取わけ不便の事也惣して坊主たるもの邪法だになさ
づバ墓守と心得て養置べき事に付愚痴の僧侶俗をす
ゝめて急に佛法をそしり神儒に入る事をかれ已と智
ありて善惡を見しり邪をすて正におもむくをゆるし
候へバ此頃は心なきものおもむろにすゝむるの由甚
以無用の事なり君子不言の徳あり人をみちひくに徳
を以てすときゝ其語を用ゆるは末ある事

●同七年七月六日

覺

今度在々所々多く松かざりを仕正月をいわひ申由に
て江戸近邊の町屋迄其通りに正月をいわひ申由相聞
候就夫御代官所にも無用に可仕候旨被仰渡候間江戸
町中にて右之通正月をいわひ申事堅無用可仕旨町
中家持者不及申借屋店借等迄可申渡りもの也

綿可着但舞臺衣裝者平島羽二重絹紬可爲細屋染
物紫裏紅うら紫頭巾ぬひの類停止の事

附舞臺にて縮緬木綿之幕不苦但紫縮緬者無用
の事

一人形裝束不可結構何にても金銀の押箔可爲無用
但大將人形計名はし金銀不苦事

一堺町木挽町野老舞臺之狂言仕廻奉公人は不可出
會尤雖爲百性町人猥參會長座いたさせ間敷事

附機敷に幕簾彌懸間敷事

三月日

右之通向々御觸有之

統計

●全國營業者に於て賣買したる
火藥類

左に掲けたる統計表は昨二十三年中に於て全國の火
藥類營業者が内國人に賣渡し及營業用の爲め買入れ
たる數量并種類にして應府縣の區別に従ひ統計した
るものあり此統計は出所儘にして毫も違算あるとあ
きは保證する所あり

統計

二十八

品目	火藥	彈藥	劇發火藥	導火管	導火繩	雷管
府縣						
警視	五、五六一、一五〇	六七〇、五五九	二〇、三三九、四五〇		八〇七、六〇〇	一九、二九八、八二〇
京都	二、六〇一、二三五	一六、七二四	三、九四〇	二五〇	一三、八九六	五九六、八四四
大阪	九九、六五三、七六七	六二、〇一九	一二、一〇八、一〇五		一、〇三三、九八四	九、一五五、五四
神奈川	七九四、三五	六二、九六二	六二七、四〇四		一、五六五	六八八、三七
兵庫	三、六七七、六一六	八〇	二四、一二三	三、八〇八	一九三、四七二	三八二、六九五
長崎	六七五、九九三		五〇、三九二			一四五、二九九
新潟	六、五七七、一八三		一九、七九〇			一五九、〇三八
埼玉	三四五、八二五	一八、八六八				三九七、二八〇
群馬	二、七三九、八三二	二〇、六九〇	七、〇〇〇		七二五	八二五、〇二〇
千葉	一九七、五七七	一、六五七				二六、五〇五
茨城	二四七、四六四	一二五	六、六五〇		四二八	三四二、八六一
栃木	二、五〇六、〇六九		二六、四七一			六四〇、三七四
奈良	二、六五一、一三五	三、七五〇	六、四九五		三三、九五五	一一〇、七〇二
三重	一、四八七、七三		三六〇		一、四八八	二九一、三三七
愛知	三、〇八七、五一	一〇、七一〇	四、二〇〇		八五〇	一、〇五〇、五四五
静岡	一、七二六、六一七	五二〇	四一〇		一四	九七〇、六三
山梨	八四六、二六六					一八八、九五七
滋賀	六〇〇、九六五					二七、三三五

治	二	十	三	年	高	賣
岐阜	五、九二二、九九五	四七〇	一三五、〇〇〇	六、〇一〇	四二、〇六六	二六三、三三〇
長野	二、四一八、一七二		九四、二八三		六三、四五二	二二、六五九
宮城	五、一二、七三八	五、〇三三	六七、六二〇		一三、〇六五	三〇七、三四一
福島	一、九五二、五五六		一五八、〇四二		九、一九二	六九、二二〇
岩手	二、七六二、八五一		三四、五八九		二、七三	五八、五七七
青森	一九一、一〇一	二、五〇〇	八、一九〇		八三二	九七、二五二
山形	一、三七〇、〇四六		三三三、六八四		一九、四二四	五〇、三七
秋田	三、七八六、一五〇	一〇〇	七、七五五		九九七	五三、〇三四
福井	二、〇六五、五九七		三七、六九〇		一、四四〇	一五二、八八五
石川	一、七六一、九三四	一、五九三	一、八四八		一九二	五五、四四二
富山	六九四、〇四〇	二二〇				六、七七〇
鳥取						一一、二九四
島根						一〇二、六五四
岡山	二、八二四、九四七		二〇、五九四		一、六〇六	二六〇、六四〇
廣島	二、三三三、六二六	八四二	一、九〇〇		一四、九五〇	三六八、七三〇
山口	一、五四〇、六一五	五二〇	四七、二二〇		四、一三一	一七六、〇五九
和歌山	五、七九一、三九九	二、一〇〇			一〇〇	一一三、四八八
徳島	二、九九五、五〇七	四〇、一三〇	七、六〇〇			二八、〇八六
香川	八四三、三七九	三、六六四	三八〇、三五〇			
愛媛	九、九四六、八七五					

統計

二十九

統計

三十

高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	北海道	合計
一、四六四、一六六	一〇、七四八、六六一	一、七七七、六〇〇	一、九四六、九二〇	四、一〇八、九八九	一、七三二、九六六	二、七三三、四九九	二五、〇四〇	七六九、二四八	二、四四、八〇一、九七九
四八	二、五八五		七〇	三、〇〇〇	三、四四、九八〇	三、四四、一〇〇	二、一〇〇	一、二七六	九、九八、八七七
一五、五〇〇	三、〇六六、四六九	二、三六〇	三、四四、九八〇	三、〇〇〇	三、四四、一〇〇	二、一〇〇	二、一〇〇	五、六九二	三、九、五一、四〇二
五	三三、四三六							六、三三三	二、七三、七七
三四、八七二			四四五	一六、五〇〇			二〇		二、六五四、三六六
九七一、九八六	一、七四三、八七五	一四三、二二	三三、二五一	三、四八、〇四八	一六三、八〇四	一〇五、六五三	二二、六四〇	一六九、七七	四二、〇五、六八九

明治廿三年十月々末現在囚員

警視	東京府	小笠原島	樺戸集治監	空知集治監	釧路集治監	札幌集治監	函館集治監	道	海	北
八三六										
三、四〇七	二、三三八	三、〇五五	一、四二二	二八〇	二八九					
三〇										
三三										
七										
四、六〇三	二、三八	三、〇五五	一、四二二	三三八	二、七三	九八一	一、五七四	一、三九三	一、四〇六	一、二三五

大坂	神戶	兵庫	長崎	新潟	埼玉	群馬	千葉	茨城	栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長岡	宮城	福島	岩手
二五〇	五九一	三三二	四八六	一〇四	二六二	二五二	一八一	一六九	一三〇	七三	三七	三八九	二〇八	二〇二	二九一	一五七	二九	二〇五	二四七	二六
一、五五七	三、五〇八	一、三三三	二、一九	八七〇	一、二〇八	一、一三二	一、一三二	一、三八五	七六	五二	一、六七三	一、八九四	一、〇八四	四九五	一、〇九六	一、一九〇	七六	一、〇三五	三三三	三三三
二六	三三	二二	〇	三	二	三	八	四	三	三	三	八	一七	一	〇	五	八	四	二	一
二八八	二二三	一〇六	二〇九	五	一	九	二	二	二	二	二	六	六	七	六	九	四	二	八	一
三三〇	二四	二	六	二	八	五	九	四	八	三	二	四	九	九	八	五	七	九	〇	四
一、八五九	四、四四六	一、八七三	二、七三	九八一	一、五七四	一、三九三	一、四〇六	一、二三五	一、六二一	九二四	六四一	一、九四一	二、三九二	一、三二三	六二五	一、五四八	一、二八四	一、五〇〇	一、三二〇	四六四

統計

三十一

明治廿三年十一月々末現在囚員

總計	沖繩	集治監	兵庫假留監	青森	山形	秋田	福井	石川	富山	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	鹿兒島
九、七三	二〇	三、八九	二、三三	一、六九	一、八二	一、五二	四、四七	一、八八	一、九一	一、四四	二、二二	三、〇〇	一、三七	一、二六	一、三〇	二、四五	七、七	二、五	一、五三	一、五二	一、〇三	一、四二	七、六
三、八九	二、三三	一、五四	九、三二	五、八〇	七、五九	七、七	五、三九	四、八八	五、二四	九、二九	一、一八	一、七〇	一、九五	九、三六	一、〇五	一、四四	一、三九	一、一五	一、三六	一、〇七	四、七九	九、三九	四、八八
三〇三	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
四、六	一、五二〇	一、五二〇	一、五二〇	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二	一、二
七、四、八五	二、三四	九、三二	五、四七	七、九	九、四九	八、八六	五、八〇	六、三	六、七	一、〇五二	一、三〇一	一、九五九	一、二五五	一、〇九八	一、二〇三	一、六二五	一、六七一	一、二四六	一、五〇九	一、六八六	一、二五三	五、九一	一、〇九四

廳名	警視	東京府	小笠原島	樺戶集治監	空知集治監	釧路集治監	札幌集治監	函館集治監	根室集治監	京都	大阪	神戶	兵庫	長崎
刑事被告人	八七九	三、三〇	四	二、三三	三、〇五五	一、四二	二、七八	三、〇五	九二	一、五三	三、三六	一、三〇	一、九一九	八、六九
懲治人	二五	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
別房留置人	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二	三六二
攜帶乳兒	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
合計	四、六五七	四	二、三三	三、〇五五	一、四二	二、七八	三、〇五	九二	一、五三	三、三六	一、三〇	一、九一九	八、六九	九、四九

寄書



警察ノ主眼ヲ論ズ

朽木縣梁南居士中村市五郎

[illegible]

寄書

警察ノ業務タル時ニ因リ勢ニ從ヘ機ニ望ミ變ニ應シ
事ノ大小ニ拘ラズ時ノ如何ニ關セズ眠ルナク休ムコ
ナク社會千萬ノ現象ニ應シテ自在ニ運動ス可キ者ニ
テ豫メ一定ノ規律ヲ設ケテ以テ之レヲ括約ス可ラズ
ト雖モ其運動タル自ラ警察範圍内ニ於テ爲サ、ル可
ラズ若シ其本分ノ範圍ヲ超越シテ縱横ニ馳騁々トス
ルカ如キヲアラバ社會ハ將ニ警察ノ爲メニ蹂躪セラ
レテ万物皆其生氣ヲ失フニ至ラントス何ヲ以テ之レ
ヲ云フ曰ク警察ノ性質タル國政中最モ剛毅ナル強制
ノ勢力ヲ有スル者ナレバ若シモ此權力ヲ濫用スルコ
アラバ社會人類ハ惴々トシテ警察支配ノ下ニ屏息シ
一舉手一投足モ都テ天賦ノ自由ニ任ズルヲ得ザル
可シ故ニ警察ノ業務如何ニ無量無數ナリト雖モ亦權
限ノ程度ナカル可ラズ故ニ其程度ヲ知ラントセハ先
ツ警察ノ主眼トスル所ヲ確定セサル可ラズ苟モ其主
眼ニシテ確定セサレハ則チ其權限ノ程度何ニ依テ明

シテ自主不羈ニ發育セシメ以テ人体自己ヨリモ高尙
ニシテ且ツ完良ナル者即チ神聖ナルヲ認踏セシムル
ノ力アリテ人類ノ最上目的ナル神聖ニ近似セントス
ルノ希望ハ實ニ此ノ認踏ニ基因スルモノナリ故ニ警
察ハ各個人ノ肉體上精神上道義上ノ幸福ヲ増進セシ
ムルヲ主眼トスト云フニ在リ然レバ此說タル一理ナ
キニ非ザレバ如何セシ警察業務ノ正鵠ヲ誤マル者ナ
リ蓋シ人類物件ノ上ヨリ觀察ヲ下スルハ則チ治安ヲ
保護スルト幸福ヲ増進スルトハ相俟テ分離ス可ラザ
ル者ニシテ治安ノ保護ヲ完フスレバ幸福ハ自ラ増進ス
ル者ナリ故ニ幸福ヲ増進スルノ方法ハ又隨テ治安ヲ
保護スルノ補助タル可ク治安ヲ保護スルニ必要ナル
方法ハ又隨テ幸福ヲ増進スルノ媒介タル可シト雖モ
國家政務ノ組織權限ハ斯ノ如ク混淆錯雜セル者ニア
ラズ農工商ノ發育ヲ謀ルハ農商或ハ工部(今ハナ
ケレバ)ノ
任ナリ學術技藝ノ進歩ヲ進メ智識ノ開發ヲ計ルハ文

寄書

三十六

カナラン其權限ノ程度明カナラサレバ則チ其本分ノ
範圍ヲ超越スルノ弊ヲ免レント欲スルモ得可ケンヤ
古來各國諸學士ノ警察ヲ解釋スル其主眼トスル所各
見解ヲ異ニシ甲ハ保安ヲ主トシ乙ハ増安ヲ主トシ彼
ノ有名ナルものる氏及ビぶらいゑゝ氏ノ如キハ則チ
甲主義ヲ確執シまつしいる氏ノ如キめちつくす氏ノ
如キハ乙主義トス

今乙主義ノ主張スル所ニ依レバ國家ハ雷ニ公衆ノ安
寧秩序ヲ保持スルノミナラズ正當ノ順序ヲ蹈ンデ農
工商ノ發育ヲ促シ工藝學術ノ進歩ヲ獎シテ有形的及
ビ精神ノ開明ヲ誘導シ品行倫理宗教ヲシテ深ク其根
據ヲ得セシメザル可ラズ蓋シ人類ノ最上目的則チ神
聖ニ近似セントセバ國民ノ所得大ナラシメ完全ナル
教育ヲ受ケシメザル可ラズ亦國家財務ノ淵源益々富
強ニシテ政務ノ運轉益々敏滑ナルヲ得ル者ナリ而シ
テ智識ナル者ハ人ヲシテ剛強ナラシメ人類ノ精神ヲ

部ハ任ナリ此等ハ皆覆育的ノ事務ニシテ警察ノ敢テ干
渉ス可キ者ニアラズ要スルニ乙主義ハ國家行政ノ方
法ヲ誤マル者ニシテ未ダ以テ其當ヲ得タルノ明論ト
云フ能ハズシテ實ニ悲哉悲哉御迷論ト云フノ外ナシ
抑モ警察ハ唯外面上強制ノ權力ヲ有シ人類ノ内部ノ
生活ニ干涉シ能ハザル者ナリ故ニ警察ハ直接ニ社會
ハ幸福ヲ増進スルコトヲ得ザル者ナリ要スルニ警察ハ
自然力ト人類ノ行爲トニ拘ラズ社會ノ表面上ニ發見
シテ安寧幸福ヲ害スル及ビ其未ダ發覺セザルモ將ニ
安寧幸福ヲ害セントスル者ヲ排除若クハ豫防スルノ
ミ又警察ハ人ノ精神上ノ教養ニ干涉シ能ハザル者ナ
リ故ニ警察ハ各個人ニ道德ノ思想ヲ感發セシムルコ
トヲ得ザルナリ要スルニ警察ハ唯人ノ不良ナル所行ヲ
防制シ及ビ其不良ナル所行ヲ刺激衝動スル事項ヲ洗
滌除去スルノミ余輩ハ未ダ警察カ自ラ手ヲ下ノ社會
ハ幸福ヲ増進ス可キ性質ノ存スルアルヲ見ザルナリ

余ハ今將ニ今一步ヲ進メ乙主義ノ非ヲ確カム可シ
すべんざー氏曰ク社會ハ自然ニ生長スルモノニシテ
人爲ヲ以テ左右シ得可キニアラズ左レバ政府ハ社會
ノ生長ヲ害スルモノヲ鋤除シ其自然ノ發達ヲ全フセ
シムルニ止マリ人爲ノ政策ヲ以テ且其生長ヲ速カニ
セント勉ム可ラス若シ今日ノ不充分ナル人智ヲ以テ
政府本分ノ範圍ヲ越ヘ積極ノ政策ヲ施コスコアルニ
於テハ獨リ之レカ生長ヲ速ニシ能ハザルノミナラズ
必ラズ之レガ生長ヲ傷フノ結果ヲ生ズ可シ故ニ若シ
世道人心ノ開達ヲ望マバ政府ハ宜シク害惡ヲ防守ス
ルニ止ム可シ害惡ニシテ防止鋤除センカ社會ハ自然
ニ生長スルニ至ル可シト誠ニ万物進化ノ原理ヲ洞觀
シタル卓論ト云フ可シ此論ニ據ルハ則チ覆育的主
義ノ内務行政ノ如キストラ仍ホ或ハ此原理ニ背クノ恐
アルヲ免レズ況ヤ警察固有ノ性質ナル強制ノ權力ヲ
以テ悉ク社會人類ノ爲不爲ヲ強ユ可ケンヤ故ニ警察

ハ徹頭徹尾甲主義則チ現在ノ治安ヲ保護スルヲ以テ
主眼トナシ社會千万ノ現象ニ交渉スルモ能ク其本來
ノ權限ト範圍トヲ詳カニシ以テ此主眼ノ正鵠ヲ誤マ
ラザルヲ要スルナリ

雜報

●花時の警察

花時艶陽の氣候には兎角人氣も揚々たるを以て郊外
街衢を問はず花下に狂奔するは都鄙の別なかるへし
花開て風雨多しとは昔の人の云へるなるが是は天の
所爲地の異更に因て生ずるものなれとも人も亦花開
て變態多きなり近頃殺傷事件の多きは一の變態あり
酔歩蹣跚氣自豪にして喧嘩の多きは一の變態なり花
を折り枝を催く一の變態なり榜示の制止を犯して顧
みす一の變態あり此の如き變態多き時節に際して警
察官吏の執行すべき方針は如何是れ決して常態を以

●警部代理の巡查

明治十四年十月司法省丙第十三號達を以て新法實施
の後ハ司法警察事務上時宜に依リ不得止場合に於て
ハ巡查をして警部の代理を爲さしめ不苦候と各地方
へ達したるは今又之を言はすものとなから今日裁判
所構成法及刑事訴訟法も實施したる上は此の達は自
然消滅に歸したるやの疑を抱くもの少しとせず然れ
ども右丙第十三號達は決して消滅せざるあり故に各
地方に於ても従前の通り司法警察事務上に就ては巡
査をして警部代理を命ぜられて可なり

●官署公署の呼出に應ぜざる者

地方の便宜に依り設けたる違警罪目に官廳又は官署
若くは郡役所戸長役場等の呼出に應ぜざる者と規定
したるありしが戸長役場は町村制實施と與に消滅し
官廳官署の呼出に應ぜざる者となせしか客年法律第

て論すへからず彼れ狂奔者は實に一時の狂奔のみ決
して惡意ありて然るにあらす時節の陽氣に浮かされ
て斯くするものなれば寛假の方針に隨はれんところ
望しけれ異様の扮装を爲したりとて強ち風教に害を
さものは之を看過して咎めず細き小枝の花を折りし
位のもののは之を看過して咎めず酔歩蹣跚興味正に酣
なるもの他の妨害を與へざるものは咎めず諸々斯く
注意して花時の取締を爲せば艶陽陽の好時節に背
かす警察上煩雜を求めずして穩かに斯の民を樂まし
むるを得ん警察官吏諸氏は狂奔者の看護者たり宜し
く狂奔者と與に狂奔するの煩を避けらるへし

●巡查借用規則の改正

是迄集會其他葬儀等にて人民より巡查借用を出願す
るときは之を許可し來りしが監視廳に於ては此程其
規則を改正し若し人民其他會社等より出願するもの
は廿日以上の日數にあらされは許可せざるととなせ

百號を以て刑法中官廳官署に關する條項ハ公署に適用し官吏に關する條項ハ公吏に適用し云々と定められしより町村長の執務上人民を呼出すハ官廳官吏と異なるとかきを明にせしを以てその以來ハ續々右の官廳の呼出に應ぜざる云々の罪目に公署若クハ公吏の文字を挿入せし尙少なからず今ハ殆んど之れなき迄にありしよし併し若し之を罪目に掲げずして濟ますとにあらんとを希望するあり

●清浦警保局長歐行の噂

清浦警保局長ハ夙に歐洲に遊ハんと欲するの念慮ありて一昨年頃よりをさ／＼その計畫をせられしか終に客年の春歐洲巡回の官命を受けられ早速出立せらるゝやの噂もありしか議員撰擧の騷擾目前に迫り居るを以て七月過迄ハ出立もなるましとて打過ぎしに撰擧も首尾よく済みたれいよ／＼出立せらるゝあらんと推測したるに今度ハ議院開會の期近きハ社會

より起算する儀に付其送達を要する者は之を書記課に申立へし判決の確定證明を上級審廳に求むるものは不變期間の初日を明にする爲め原判決裁判所書記課に請ひ正本送達ありたる日付の記を得て併せ上級審廳に申出へし」と裁判所へ揭示せり田舎には是等の事を心得ずして惡漢の爲めに謝金を詐取せらるゝものもあるへし駐在巡查諸氏の如きは此邊にも注意して部下の良民の安全を保護せらるへし

●巡查を十二圓給とする順序

巡查勤績滿九年以上の者には月俸十二圓を給するとを得十二年以上勤績の者には十五圓を給するとを得るは先年定められたる所あり此増俸を爲すへきものは畢竟永く勤勉したる年功に酬ゆると及び永年勤績の者を獎勵するの旨趣に基けるかれハ九年の永き年月を勤績したればとて八圓九圓の俸給より飛び越して十二圓十五圓の俸給を與ふるか如き不順序のとを

の波瀾如何に成り行くや打捨て行く譯にもゆかぬと見へ出立もあかりし其内容年ハ空しく暮れ本年に至り議會も穩に經過し今ハ社會も風波靜に成り行きしかは扱こそ歐洲に遊ハんと思ひ立せらるゝにハ至りしなり其出立ハ四月と申す事になん

●裁判所の揭示

民事訴訟法施行前に於ては親族故舊雇人等訴訟代人たることを許し來りたる所同法第六十三條に據り辨護士(代言人)の在らざる場合の外親族雇人其他の能力者と雖ども訴訟代理人たることを得ざるものに付此旨告知す

民事訴訟法施行以前に在て裁判言渡ありたるときは裁判所書記局ハ職務を以て當事者雙方裁判書正本を附與せし處右新法に於て第二百三十八條に従ひ判決の正本に申立を待て始めて送達を爲すものとす而して裁判の確定上訴の期限等は孰れも判決の送達ありし

爲すへからず縱令年限の來るども十圓の俸給を受くる者にあらざれば十二圓俸と爲すへからず十二圓俸を受る者にあらざれば十五圓俸と爲すへからず若し此順序を踏まざるものあるときは以て違法の所爲となして可なり

●秋田縣の殺害事件顛末

三月三日のとありし秋田縣雄勝郡に設けたる第一國立銀行の支店湯淺出張所に勤むる役員に中島清七となん呼へる人ありしか此夜盜賊の爲めにその家族五人と與に空しく枕を並へて殺害されたり翌四日午前十時頃とやらん湯淺出張行ハ所轄警察署に急報し昨夜湯淺出張所長中島清七は兇賊の爲めに殺害されたり急ぎ警官の出張を請ふと訴へたるに由り警官の驚愕一方からず取物も不取敢湯淺警察署長は警部一名巡查若干名を隨へ現場に出張して其檢證を遂けしに中島清七郎外五名の家族は無殘にも床中に平臥の儘

切り殺され居たりしかは署長は直に所轄檢事と與に金庫を据へ置きある土藏を檢したるに處々に流血の淋漓たる足跡あるのみか刺へ簞笥類の抽斗を抽出しありて其形跡全く強盜の所業と認めしに付土藏の片隅に打ち捨てありし金庫の鍵を以て金庫を開き改め見しに兼て貯藏せしといふ金四千圓餘の儘現存して異狀なきによりて見れば兇賊等々全くその鍵を以て金庫を開かんと試みたるも狼狽の餘り之を開き得ず逃げ去りしならんと思へる又鍵箱の内に藏置しありしといふ金七十圓餘の見へざるは果して彼等の盜奪に罹りしものあるへし衣類等の盜掠に罹りたる形跡はあれども家族は悉く殺害されし故誰ぞて證據を擧ぐるものなし此形跡より推考すれば賊は少なくとも二名以上にして餘り遠方のものにては必ず近傍のものにして平素該支金庫内部の模様を知り居るものが金を奪はん爲めに押入りたるものにて別に棒と車輪とに間隙多くして轉一轉毎に泥除に車輪を摩摺するか如き車体は其使用を禁し以て乗客に安心を與へられんことを

●密賣淫の蕃殖

密賣淫は風俗を破り蠱毒を傳播するの媒介者たるを以て之れか根を截て葉を枯らすことを願へども盜賊と密賣淫とは國家の鼠なるか如何に取締を嚴重にすればとて之を殄滅するに能はざるは歎けかしき次第あり近頃或署に於て其男子を引致して警誡を加ふと聞く成績如何にや

●第二期監獄官受業生修業式に就て

全國數百の監獄内、萬を以て數ふる司獄官中より推撰の榮を占め、日本獄事改良の重望を荷ひ、其入所以來幾多の艱難苦勞を嘗め、而かも六ヶ月の短か、らざる日支間、日も是れ足らずとし、鞠躬軼掌せられたる九十有餘の名士の茲に其効を収め、本日を以

中島氏に私怨等のありしものにはあらざるへしとのとあり何にもせよ一家六口一夜に空しく殺害の災に逢ふとは随分殘酷の運命にして聞きたに哀はれ書くにさへ傷ましきことなりける

●人力車の檢査

本月は各地方に於て人力車檢査を行はるに付車夫の恐慌は一方ならず楫棒二本にて漸く其日の糊口に充つる辛き世渡りを爲す哀れなる人力車輓きの境涯に在ては随分慚しげなる寧ろ危險なる車を以て客を乗せ遠きに馳せ廻る晝は巡査の咎めの恐ろしければ夜陰のみ輓きて取締の目を掠めるは都鄙一般の狀況なり此の檢査を行はるゝに臨んで今更の様に周章狼狽するは目も當てられぬ事ともあり然れども追々憂期に向ふを以て汚染破裂の裝置は人心に惡感を與ふれば公衆衛生の爲め之を修理せしむるは客夫どもに便益なるへし尙ほ警察官に希望するは車輪の曲れる心て卒業の盛典に遭遇せらるゝ、呼諸君の満足何ぞ以て

諭へん、余輩も又一大白を擧て之を賀す、然れども諸君の前途は尙遠遠なり、諸君か此六ヶ月間刻苦勉せられたる成績は、今日卒業式の盛典にあらすして他日任所に歸り之を實地に施さるゝの時にあり諸君今日迄の賓客の位地に立ちしも明日より轉して主公の地位に立たざる可らず、夫主客の異なるあり、況や長を取り短を捨て其宜しき得んと欲するに於てをや、其困難の度恐らく入所中の比にあらざるを信す、諸君乞ふ今日を以て安んぜす百折不撓の精神を以て其重任を盡し、着々此道の改進を規畫せられんことを敢て希望に堪へざるなり

●又其祝詞

右卒業式に於て石澤所長並にセーバハ君の祝詞及受業生惣代松本看守長の答辭を得たれり左に掲載すへし

祝辭

維時明治廿四年三月卅一日茲ニ本所第二期受業生終業式ヲ舉ク蓋シ諸子ハ昨廿三年十月廿日ヲ以テ業ヲ始メ爾來月ヲ閱スルコト六其間一二月ノ交流行性病魔ノ侵ス所トナリ一時業ヲ止ムルモ僅ニ旬日ニシテ復皆業ニ就クヲ得前後一百六十日能ク規ニ遵ヒ矩ヲ踐ミ孜々汲々學科ヲ脩メ課程ヲ終ヘ一二ノ病者ヲ除クノ外前期ノ試驗ニ在テモ頗ル好績ヲ呈シ本期試驗ニ在テハ最モ好果ヲ収メ本日卒業ノ榮ヲ負フタリ

諸子ハ今將ニ此榮ヲ負フテ任地ニ歸ラントス然レモ其榮タルヤ是レ諸子カ功績ヲ舉クルノ第一地步ニシテ所謂萬里ノ行今一步ヲ始ムルモノ諸子ノ前途頗ル遼遠ナリ本日茲ニ其授業ヲ終フト雖モ諸子ノ業ハ宜シク將來ニ在リテ幾多ノ日月ヲ費シ幾多ノ精神ヲ消スルノ後ニ於テ全フスヘキナリ嗚呼諸

答辭

本日監獄官第二回受業生卒業式ヲ舉行セラル、ニ當リ所長ハ受業生ニ賜フニ祝辭ヲ以テシ且ツ加ルニ前途ニ於ケル箴規ヲ以テセラル寔ニ感佩ニ堪ヘサルナリ敢愼威夜勉勵園中ノ花ニ倣ハス能ク調畔ノ松ヲ師トシ盤根錯ヲ截リ節ヲ排シ以テ陶冶ノ恩ト董督ノ績ニ酬ヒ併以テ箴規ニ負カサランコト是懋スヘキノミ謹答フ

明治廿四年三月三十一日

受業生惣代

愛知縣看守長 松本悅之助再拜

●終業式場に於けるセーバツハ氏の演說

爰に本學期終業の式を舉行せらるゝに當り聊か一言を陳へて親愛なる練習生諸君に告ぐ
學期六個月間に於ける諸君の斯の學に熱心勉勵あり

子ノ任重且大ト謂フヘシ

凡ソ事物ノ改良ヲ計ラント欲セハ多少ノ困難アルヲ前知セサルヘカラス況ンヤ監獄改良ノ舉ニ於テオヤ前途幾多ノ岩礁洋中ニ埋伏シテ改良ノ針路ヲ妨礙スルコト少ナカラス諸子ハ須ラク奮進之レカ爲ニ阻屈スルコトナク益々其途ヲ進メ其能ヲ定メ彼岸ニ達センコト期スヘキナリ然リト雖モ又慢ニ快走暴進スルハ觸礁覆沒ノ禍ナキヲ保ツヘカラス能ク其操舵ヲ慎ミ主船者ノ指揮ニ遵ハサル可ラス本日卒業ノ諸子願クハ此意ヲ休シ孜々勉勵一ハ以テ内務大臣ノ本所ヲ設立セラレタル趣旨ヲ貫徹シ一ハ以テ地方長官ノ諸子ヲ撰擇シタルノ意ニ副ハンコト希望ノ至リニ堪ヘス聊カ所思ヲ述ヘ祝辭ニ代フ

明治廿四稔三月三十一日

監獄官練習所長石澤謹吾

しと注意深カリしとは實に予の敬服する所にして而かも此精勵と注意とは予をして予の職務の責任を盡くすに容易ならしめたること尠少に非らず是れ予の大に諸君に感謝せざるへからざる所なり練習所は固と是れ或る目的を達する一の手段方法たるに過ぎず、或る目的とは何んぞ、諸君か本所に於て研究練磨せられたる所の凡へての事項を其行刑上の實際に運用せらるへきこと即ち是れあり之を實際に運用し活用せらるゝは諸君に取りては一の改革的事業なりと信ず、凡そ改革的事業は必らず多少の不都合且つ不便利を感ずるものにして殊に其創始の際に當りては層倍の困難に遭遇せざるを得ざるを常とす

是を以て予は諸君に切望す此改良の前途に横はる多少の困難は悉く之を排斥し踏破するの勇氣を鼓舞し直往奮進些との挫折なく屈撓なく飽くまで其目的を

達するの覺悟あらんことを、予が此學期に於て諸君に講述したる所のものは渾へて是れ幾多の歲月と經驗を経て充分、堅固に其根據を道理と便益の基礎の上に据へたる所の良制度にあらざるはなし、故に諸君か實際に之を應用するに當りては國情異なり法規、同じからざるか爲めに多少之を取捨斟酌する所あるへしと雖も其大体の原則に至つては毫も之を變更せられざらんことを望む

終りに臨んで尙ほ一言す時春寒未だ去らず、諸君は國家の爲めに其健康を自重自愛せよ、其健全ある身体と其敏活ある腦力を以て益々斯道の改良進歩を規畫せよ

●紅葉館の招宴

今回卒業せられたる監獄官練習生諸氏は去月二十九日、警察局長、練習所長、教官、監獄課長練習所員諸氏と芝公園の紅葉館に招請して盛大なる懇親、慰勞へたる寺井宗軒翁の演ずる所にして巧みに主客を絶倒せしめたり、濟々たる多士、將さに此綽々たる餘技あるへし、然かも酔ふて乱るゝに至らず百雷一時に下りしかども疑はれし歡の拍手を以て賓客諸氏を送り目出度く其盛宴を結びたりと云ふ頼母しき哉此前途！石澤老典獄の頭髮是れより黒うるへし

●囚人の外役に就て

監獄の作業は檢束に經濟に其影響を與ふること多くして其種類の精選を要するは言ふまでもなく當局者の之が爲めに困却せらるゝは常に稔聞する所なるが夫れかあらぬか内役に適當の業種を見出し能はざるより動もすれば損失の憂なくして工錢を得るに安全なる外役に使役して一時の困難を凌ぐの傾なしとせず此は已むを得ざるの窮策に出たるものあるべしと雖外役は兇角行刑の目的を沮害するを以て勤めて内役を専らとし外役は全廢する程の意氣込あらんこと

兼留別の盛宴を張られたり席上、練習生諸氏の總代として廣島縣の森田重行氏の挨拶あり、石澤所長來賓總代として答辭を述べ、意切に聲朗なり衆皆傾聽す、小原先生も亦た次いて朗讀的講談的の演辭あり酌婢の末に至るまでも皆を聲を潜めて有難く拜聽す、最後セーパツハ氏立つて謝辭を演ぶ小河氏之を釋述す、厚情溢るゝか如く句々、皆血痕あり、其熱心誠意に感動して起る所の拍手喝采の聲は耳を聳する計りあり終つて數番の踊舞あり、絶優美ある其風姿、鬼神を挫くの勇士も亦た暫時は其炬眼を細垂して諦視するものゝ如し、酒三行、主客耳熟し歡、正さに酣なるの頃には、能ある鷹の隠し藝、三々五々、其低聲にして語るものは義太夫か、高聲を以て謳ふ所の俚歌も亦た優雅にして濁ならず、舞のひと手、所望を俟たずして踊るものあり、蝶の春風に舞ふの風情亦た見るに堪へたり、手品の一曲は監獄の閑趣を窺はしむるを望む因に記す主務省に於ても監獄則施行細則第十四條に規定外の役業に決して囚人を使役せしめざる由にて往々各地より伺出あるも聽許せられざる趣に聞き及べり

●監房の構造

は各地其規を一にせず其錠前の如きも區々にして一様ならざるかに開居りしが其構造如何は獄務の改良に伴ふを以て各地競て之が新築改造を爲し昔日の面目を改めたるもの多き由あれば今日に在ては此事に就き喋々するの贅言に似たれども未だ費用に制せられて改造を全ふすること能はざる所もありとか聞く古制の監房に往々房内より其戸扉の錠前に手の届くものあり爲めに或は紙捲り若くは釘等を以て合鍵を模造し之を以て錠前を開き或は手の届くよりして錠前をねじ切ることもあり現今に至ても尙ほ此手段にて在監人の逃走をなす事實ある趣なれば如此構造に

なり居る監房には不取敢内部より錠前に手の届く所へ板を張り付けるか又は格子の間を狭くして指をだも出すことさへ出来ざる様にせられたし是れ一には隙を窺ひ逃走を爲さんとするの念慮を絶たしむるの助けともなり檢束上關係多きを以て茲に一言して以て當局者の注意に供す

●教務會

岡山縣監獄署に於ては各監獄支署教誨師を召集し第四期教務會を開かる今其重なる問題を聞くに十六歳未満の囚人及び懲治人授學の方針并程度、團體的教誨、個人的教誨の各方針に就き利害、接見又は書信の實際教誨等議按數十を審議し閉會せられたり

今其節より聞く所に依れば本會開設以來該監獄教誨上の成績顯著にして其面目を一新せりと抑も教誨の忽にすへからざる今日何れの監獄と雖も重を此道に置かるゝと論を待たずと雖とも特に教務會を開設し

生諸氏の成績ありとして明々地に之を公刊の雜誌に掲載して憚らざるか如きい果して彼の卒業生諸氏の信任威望に影響する所なきか、試験點數の多少の如き予輩の眼より之を見れば唯た是れ一時の幻相のみ、多くとも成績の一部分として之を看過すべきのみ、然れども是れ予輩、能く諸君を知り厚く諸君を信する者の言なり、多數の人の輒ち此幻相に迷ひ或いは之を以て卒業の成績と速了するものあるを免れず是れ豈に諸君の聲名を累ひすにあらざるなきを得んや、練習所其れ自らに於ても亦た之を以て或は試験の成績として見做すへきも決して卒業の成績として斷定するか如き愚を學ばざるへしと信す、然るに或る監獄雜誌が之を以て卒業せられたる練習生諸君の成績ありとして而かも其點數を暴露して憚らざるか如きい失体も亦た甚しと難せざるを得ず、優等の點數を得られたる四五の諸氏の兎も角、其他の諸君、

改良の上に改良を希圖せらるゝは誠に賀すべきことにこそ

●監獄官練習所第二回受業試験成績表に就て
今回卒業せられたる練習所受業生諸氏の大多數が満足すべき良好の成績を得られたることの教官諸氏を始め當局者の保證せらるゝ所なりと聞き予輩も亦た、竊かに斯道前途の爲め大慶せざるを得ず惟ふに諸氏歸任の上へ上み長官典獄の諸君を信任すること益々厚く同僚諸氏の諸君を待つこと愈々敬重に、下も属僚諸氏の諸君に師事請益するの信用、愈々益々鞏固なるへし、信任と威望と斯くの如く兩全するを俟つて始めて能く諸氏の目的を貫徹するを得へし練習所の目的、此に至つて始めて能く其貫徹を期すへきなり、予輩の務めて諸君の信任威望の重からんことを祈る、斯道の爲めに圖るもの亦た皆な予輩と同感なりと信す、然るに彼の練習所試験の點數表を卒業生に不幸にして未班に點數席を與へしめられし諸君の感、果して如何んぞや、縱令に優等を得るも其心ある者、必らず見て之を繋す、此六個月間の學期に於て拮据精勵、寢食の規則を破り掃沫の瞬間を惜んで苦學せられたる諸君の勞に酬ふるに此點數表を以てせんとするの抑も亦た酷なるか否、少くも多數、諸君を知らざる者は必らず之を以て其苦學の報償とあらず予輩豈に諸君の爲めに、諸君前途の事業の爲めに惜まざるを得んや、斯くの如き事に害なくして遇ふ諸君を、累はすの恐れある所のものは予輩、之を知るも之を公表するを欲せず、予輩の或る堂々たる監獄雜誌が之を掲載して憚らざるを疑はざるを得ず

●警察の取締に属する看板

看板は顧客を招く爲めの目印にして官署の取締上必要なるものにあらす酒造家に於て造石高を掲表すると大にその趣を異にす然るに各地方に於ては或る取

締規則に看板掲出の義務を營業者に負はせ且之に違ふて看板を掲出せざる者には違警罪の刑を以て罰することとせり従前干渉主義を取りし時代に於ては警察の取締に屬するものは彼是を論せず總て罰するを以て得意とせしが今日の如く稍自由の主義を與へたる憲法の下に生息する以上は一も二もなく處罰するの如き方針は斷然之を改めざるを得ず看板の如き營業者の便宜の爲めに掲出するものを掲出せずとて之を違警罪の罰に處するは甚以て謂はれべきこと考へらる聞く所に依れば近來その筋に於ても見る所ありて看板掲出の事及違背者處罰の事等は取締規則に掲げざるの方針に改められ寄々地方の規則中にある者を改修せしむるとにせらるゝとか云へり左もあるべきことと思ふ

● 巡查採用規則標準

巡查採用の規則標準に故なく巡查を辭職したるもの申告するものあるときは之を受理査閱すべしとある條項に従ひ豫め管内に告示して警部長の巡閱を告知し且此申告を懲通するものあり願はく各地方一般に此告示を發し警察上に關する人民の意思を視察するの方針を執り警部長巡閱のとを告知せらるゝ様に致し度きもの

● 典獄の召集は虚聞なり

現今誰云ふとなく各府縣典獄を主務省へ召集し獄制上の打合せありとのことを傳ふ早速其筋の人に就き實否を聞かせしに斯る事實は之なき趣かり聞取りし儘を記して浮説あるを報導す

● 戒護を嚴にすへし

百花の候人心何となく春めき來りて遊心勃々禁し得難き好時氣なるを以て一小區域内に塾居せは却て齒齟の餘り鋭氣を喪ひ精神を乱し自然に自棄の念を起して暴舉に及ぶ其例甚しとせず已に頃日或監獄に於

は滿二年間採用することを得すとありふは巡查解職の日か起算して滿二年を経過したる後にあらされは再び巡查となり及び巡查に採用することを得ざる旨を示したるものなり然れども各地方の規定したる規則には大概巡查奉職誓約年限なるものを設けありて其年限を五年とせり故に巡查たるものは少なくとも五年間奉職の見込なくして就職するを得ず若し此年間に辭職せば懲罰免職と同様の取扱ひを受けるの慣例あり是は唯地方官の取扱上斯く爲しある迄にて前頭の採用上に就ては關係するとかきものあり或は採用年限と誓約年限とを混同し居る向もあるやに聞けど全く別物として取扱はざるものに付混同するとなき様にせられ度し

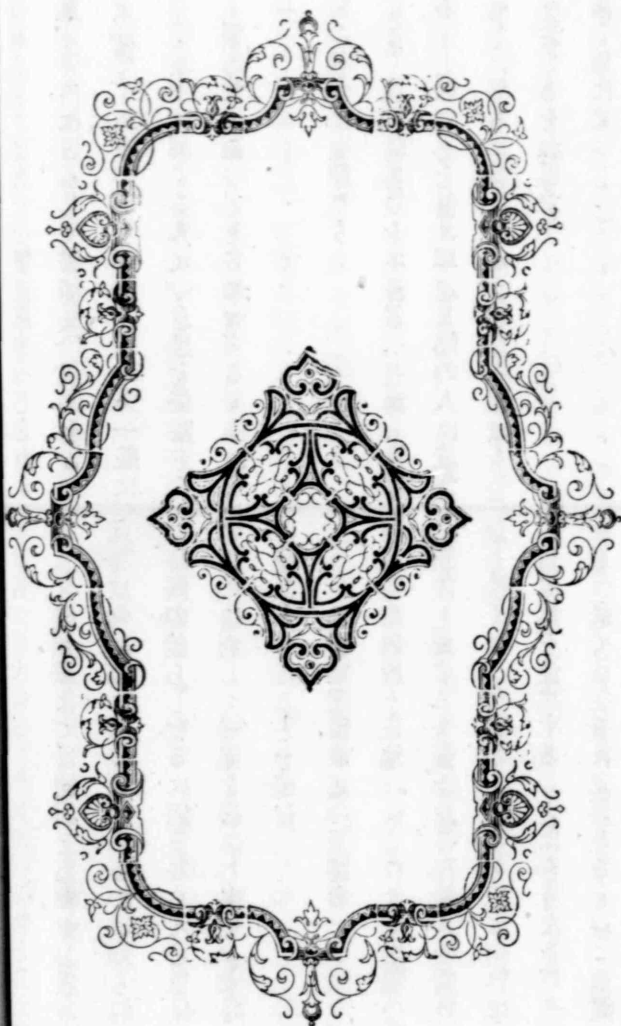
● 巡閱の告示

追々警察巡閱の時季來れり巡閱規則第五條の警察處務に關する便否警官の處分に關する意見を巡閱官にては四人同士喧争し作業用の刀物を以て對手人を創傷し又或監獄にては同囚を殺殺せし者ありしと聞く此等は何か他に深き原因あるかは知らねども主として時候の然らしむるに因るならんと思はるればケ様の折には別して戒護を嚴にし事變を未發に豫防するの覺悟あらんことを望む

● 警察署留置場の戒護者

新置區裁判所々在地にはこれまで監獄の設なきを以て新設を要するも僅々たる在監人の爲めに特に一監獄を設くるは得策ならざるを以て何れにても警察署の留置場を使用することになりたる趣かり然るに警察署に於ては巡查に定員あるを以て戒護に充つる能はざるよりして中には看守を派遣して戒護の任に當らしむる處もあるやに聞き及へり成る程在監人の戒護を看守に爲さしむるは當然なる様なれども警察署の留置場は警察官吏に於て管理すべきものなれば之

に看守を派遣在勤せしむるは當を得ざるの嫌あり已に便宜を以て警察署の留置場を使用する上は之が戒護にも巡查を使用するは自然の結果なれば巡查の人員を増加するも不可なる點あしとす故に警察署の留置場は總て巡查を充用する事に定り居る趣あれば萬一にも看守を派遣使用しおる處わらは巡查に改めらるゝこそ妥當ありとす記して以て參考に供す



屬スル所ノ食糧ヲ受クルニ至ラシムヘキカ、委員ハ宜シク審査シテ其ノ所見ヲ陳スルコトヲ要ス

次ニ又役業ニ關シテハ一千八百六十五年ノ監獄則ハ凡ソ成年以上ノ男囚ニハ受刑ノ初メ三ヶ月間ハ第一種ノ苦役ヲ課スヘシトノ規定ヲ設ケタリ、然ルニ此ノ規定ハ一千八百七十七年ノ監獄條例ニ據レハ多少之レヲ變更シ得ルノミナラス、此ノ種ノ苦役ハ受刑ノ初期一ヶ月ニ限り之レヲ課スルコトニ改正セントスルノ豫圖アリ、依ツテハ役業ノ輕重ニ隨ヒ囚徒ノ食糧ニ等差ヲ設クヘキヤ否ヤ、委員ハ之レヲ考查センコトヲ要ス、又委員ノ男女各種ノ囚徒ニ對シ給與スヘキ食糧ノ制ヲ編纂スルニ當リテハ宜シク寛容ニ流レス、過剰ニ失セズ、又務メテ寛容過剰ニ近似スルコトヲ避クルヲ要ス、則チ其ノ食糧ハ健康ト体力トヲ保全スルニ足ルヲ以テ標目トナシ決シテ其ノ分ヲ過クルコトナキチ力ムヘシ、將タ又増食ヲ給スルハ從來施行シ來レル慣例ナルカ、此ノ慣例ニハ宜シク規則ヲ以テ應當ノ制限ヲ加フベキヤ否ヤ、食物増給ニ就テハ醫員ノ協賛ヲ要スト定ムヘキヤ否ヤ、委員ハ總テ這般ノ問件ヲ考定スルコトヲ

要ス

一六六

現今各地監獄ニ於テ給與スル所ノ食糧ニシテ能ク食糧制ニ必需ナル要件ヲ充タスモノ有リヤ否ヤ委員ハ宜シク之レヲ檢定センコトヲ要ス、又若シ之レアリトセハ直チニ其ノ制ヲ採用シテ之レヲ一般ニ實施セシムヘキカ又ハ新タニ食糧制ヲ編纂スルヲ可トスルヤ、委員ハ其ノ所見ヲ開陳センコトヲ要ス、委員ハ其ノ見ル所ニ於テ採用スヘシトスル食糧ノ費用ヲ算定シ且ツ今現ニ行フ所ノ食糧制ニ要スル費格トノ輕重ヲ較量センコトヲ要ス(裁判統計諸表並ニ監獄巡閱官ノ報告表等參看)

委員ハ成年以上ノ男女囚並ニ成年以下ノ男女囚ニシテ病室ニ在ル者ニハ如何ナル食糧制ヲ製スヘキカヲ考究センコトヲ要ス

將タ又獄則違犯ノ懲罰トシテハ食糧ヲ減殺スルヲ得ルヤ否ヤ、若シ減少シ得ヘシトセハ如何ナル程度ニ於テスヘキヤ又如何ナル方法ヲ以テスベキヤハ委員ノ考量スヘキ所ナリトス

委員ハ其ノ附托セラレタル問件ノ審議ヲ遂クルニ當リテハ常ニ囚徒ノ感受

射的場トハ射的ヲスル場所全体ヲ指稱シタルモノニシテ其廣サ長サニハ別ニ制限ヲ置カス唯の阜即チ梁ノ後背並左右兩側ニ空地ヲ設ケテ射的上ノ安全ヲ計レリ的阜ノ後面ニ千五百メートル即チ八百三十二間餘及ヒ射的ノ左右兩側ニ五百メートル即チ二百九十四間餘ノ空地ヲ存シ置ケハ縱令彈丸外レテ場外ニ奔逸スルモ此空地ノ外ニ達スル虞アルコトナシ(茲ニ空地トアルハ人家若クハ人畜ノ用ニ供スヘキ建造物ノナキ地ヲ指シタルモノニシテ廣漠ノ地ト云フ義ニアラス森林耕作地等ハ空地トシテ可ナリ)然レトモ射的ヲ爲ストキハ的阜上表識トナルヘキ旗等ヲ掲揚シテ人畜ノ近寄ルコトヲ防クヘシ

若シ射的場ノ位置ニ依リ此空地ヲ有ツコト能ハサル場合ニ於テハ空地ノ代リニ射門ヲ設ケテ以テ彈丸ノ奔逸ヲ防クヘシ射門トハ一ノ障礙ニシテ逸丸ヲ支障スル爲メニ建設スルモノナレハ射門ト稱スルハ妥當ナラス寧ロ障丸塀ト稱スル方可ナルカ如シト雖逸丸ニアラサルヨリハ支障セラル、コトナク障塀ニ設ケタル空間即チ無扉門ヲ通過シテ的阜ニ至ル此空間ヲ名ケテ射門ト云フ射門ノ構造方ハ下項ニ詳ナリ

覆道トハ的阜ノ前ニ設ケタル廣濶ナル溝渠ノ如キ問道ナリ覆道一ニ伏道ニ作ル言フコ、ロハ人ヲ伏スルヲ以テナリ此覆道ノ用ハ標的ヲ更換シ又ハ命中ヲ検査スル者ノ通行スル爲メニ設クス溝渠ノ如ク凹ミタルヲ以テ此中ニ潦水ノ渚溜スルコトアルヲ以テ別ニ排水溝ヲ設置シ濕潤ヲ防クヲ要ス

射的トハ發射スル場所ニシテ射的場ノ一端ナリ尤モ射場ハ的阜ニ對シ距離ノ遠近ニ由テ其位置モ異ルヘキヲ以テ豫メ一定シ置ク譯ケニハ成ラサレトモ大約二百メートル及三百メートル位ヲ以テ距離ノ標準ヲ立ツルヲ以テ度トス故ニ射門ヲ設クルニ方テハ射場ヨリ十五メートルヲ隔タル場所ニ第一射門ヲ設ケ又覆道ノ前即チ的阜ノ前二十五メートルノ手前ニ最終ノ射門ヲ設ケ此第一ト最終トノ間ニ八十メートルノ隔ヲ置キ射門ヲ建設スルヲ要ス

然レトモ射的場ハ天然ノ丘阜ニ沿ヒタル場所ニシテ流丸奔逸シテ的阜ヲ超越スルコトナク又ハ森林野郊人家ニ遠隔ナル地ニシテ流丸的阜ヲ飛越スルモ人畜ニ危害ノ及フヘキ憂ノナキ處ナレハ本文ノ如キ空地ノ制限ニ據ラス若クハ射門ヲ建設スルノ必要モナキモノトス併シナカラ森林野郊野ニ的阜ヲ築キタル

モノハ未タ以テ完全ト云フヲ得ス故ニ保險ノ爲メ二三ノ射門ヲ建設スルコトノ注意ヲ怠ルヘカラス

第七

的阜ノ構造ハ第一圖ノ如クスヘシト雖氏標的二個以上ヲ用フルモノハ其一個毎ニ的阜幅二十四尺ヲ伸長スルモノトス

但免許銃射的ニ用フル的阜ハ其地ノ景狀ニ依リ縱横各三尺乃至六尺ヲ減縮スルヲ得

的阜ハ彈丸ヲ受クル處ナレハ其設築ノ方法ヲ正フセサレハ射的ノ安全ヲ保ツコト能ハス其構造法ノ圖式ハ第四版現行警察法規ニ明細ナルヲ以テ今茲ニ贅セス讀者諸君ハ之レニ照合セラルレハ一層明瞭ナラン該圖ニ據レハ的阜ノ脚根ハ前面八十尺側面五十九尺ニシテ其高サハ中心直立二十六尺四寸頂上ヲ平坦トシ其幅六尺六寸ナリ脚根即チ地平ト的阜ノ起點ト交ル處ヨリ六尺六寸ヲ離レテ廣キ溝ヲ穿ツ溝ハ水ヲ溜メサルヲ要ス溝ノ深サハ六尺六寸ニシテ廣サハ凡ソ二十尺トス此溝ハ的阜ニ攀登スル者ヲ防ク爲メナレハ兩側背後ニ之ヲ

廻ラスヲ要ス又此溝ヨリ續テ的阜前ニ一溝ヲ穿ツ之ヲ覆道トス覆道ニ上下スル爲メニ左右ニ階段ヲ設ク覆道ニハ命中検査人ヲ隠クス爲メニ標的ノ位置ニ對シテ一ノ腰掛ヲ設ク而シテ此腰掛ケ即チ檢中人ノ隠レ場ハ其上部チ地平線ニ覆フヲ以テ流丸ノ害ヲ受クルコトナシ

的阜ノ脚根八十尺トシタルハ標的一个ヲ置クヘキモノニ適ス故ニ標的ニ箇以上ヲ備フル的阜ナレハ標的一箇毎ニ的阜ノ幅ヲ増スヲ要ス否ラサレハ流丸ノ阜外ニ奔逸スルノ懼アリ其標的一箇ニ對スル幅ヲ二十四尺トシ之レニ八十尺ヲ加フレハ百四尺トナル之ヲ標的二箇ヲ備フル的阜ノ尺度トス然レトモ若シ免許銃ノミヲ以テ射的ヲ爲ス場所ノ的阜ナレハ土地ノ模様ニ依リ的阜構造ノ尺度ヲ減縮スルコトヲ得其減縮ノ度ハ縱横各三尺若クハ六尺迄トス免許銃ノ射的ニ限リ斯ク的阜ノ幅ヲ減縮スルコトヲ得セシメタルモノハ其彈力軍用銃ノ如ク強猛ナラス從テ奔逸ノ憂モ少ナキ譯ナレハ之ヲ減縮スルモ其害多カラサルヲ以テナリ其他ノ景狀ニ依ル所以ハ第六項ノ但書ノ如キ場合ヲ指稱シタルナリ

第八

的阜ノ四面傾斜高度ハ概ネ四十五度ヲ法トス尤モ土性殊ニ粘膠質ナルモノハ側面ノ傾斜ヲ四十五度乃至四十三度ニ減縮スルヲ得

傾斜高度トハ的阜ノ積上ケノ傾度ヲ云フ其四十五度ノ傾斜ノ丘阜ノ築造ニ適當ノ度合ニシテ砂土ヲ以テ築上クルモ此傾度ナレハ崩壞ノ虞ナシ故ニ其土質粘膠ニシテ少シク之ヲ急ニスルモ崩壞スルコトナキモノハ四十三度ノ傾度迄之ヲ急峻ニ築造スルヲ得セシメタリ度ハ圓形三百六十度ヨリ算出シタルモノナリ此四分ノ一ハ九十度ニシテ之ヲ直角ト云フ直角ノ半角ヲ四十五度トス四十五度ハ傾斜ノ角度上實ニ適當ノモノトス是ヨリ陵夷ナラシムルニハ度数ヲ増シ急峻ナラシムルニハ度数ヲ減スルヲ法トス故ニ四十四度若クハ四十三度ナルモノハ四十五度ノ傾斜ヨリ稍急峻ナルモノナリ土質粘膠ナリトモ四十三度以下ノ角度ニ築クトキハ急峻ニ過キ却テ崩壞ノ害ヲ招クニ近シ

第九

的阜築造用ノ土性脆軟質ナルキハ其中眞ニ土俵ヲ積ミ若クハ亂抗ヲ立列シ

テ崩壊ヲ防クヘシ

中眞ニ土俵ヲ積ミ若クハ乱抗ヲ竝列セシメ却テ石垣ヲ築カシメサルモノハ他
ナシ彈力ノ抵抗ヲ防クニアリ石垣ハ彈力ニ反動シテ破壊シ易ケレハ斯ク規定
シタルモノニシテ用意周到ト謂ツヘシ

第十

射門ノ構造ハ第二圖ノ如ク長サ一尺五寸ノ木材ヲ疊積シ衝擊毀壞ヲ防ク爲
メ釘又ハ鏝ノ類ヲ以テ所々ニ貫綴スヘシ

射門ハ逸丸ヲ防止スル爲メノ用ニ供スルモノナレハ堅牢ナルヲ要ス故ニ煉化
石ヲ以テ之ヲ築造スレハ安全ナルニ疑ナケレトモ經濟ノ點ニ缺クル所アリ故
ニ木材ヲ以テ疊積スルナリ木材ハ大概丸木ヲ用フ

第十一

標的二個以上ヲ用フル射門ハ第三圖ノ如ク其一個毎ニ之ヲ連設スヘシ

標的二個以上アル射的場ニ設ク射門ハ之ヲ一箇毎ニ設クルニ及ハス的阜ノ幅
ニ適スル丈ケノ疊壁ニ射門二箇若クハ三箇ヲ設クレハ可ナリ

(了)

廣告

●本誌代金御取經其他購讀者誘導方遅々御配慮相願候諸君に對し乍略義本誌を以テ御禮申述候尙ホ此上本誌ノ普及及ヒ今日迄御主任未定ノ個所ハ該長官ヨリ特ニ御指定ヲ乞フ歟又ハ購讀者諸君中御申合ノ上御指定被下倍々御贊助相受度右御挨拶旁々特ニ相願候也
追テ本文御主任ニハ每號本誌ノ代金不申受事ニ内定致候間爾今(第三號以下ヲ云)御送金不相成樣致度候

又該長官ニシテ本誌御購讀無之向ヘハ每號若クハ時々本誌御送付可致候得共決テ御購讀願出候主旨ナラス故ニ假令進呈ノ文字脱漏致居候共代價可申受謂レ無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又ハ緊急ノ事件有之場合ニ於テ爲御參考無代價御閱讀願出候義ト御承知置被下度候也

明治二十四年三月

主任 磯村 兌 貞

諸官衙長官
取經主
購讀者 御中

●本誌第三號問答欄内ニ掲載セシ四個ノ懸賞問題ハ廣ク當局者中ノ答按ヲ募リ一問題ニ就キ各甲乙二答按ヲ撰擇シ來ル五月五日發行ノ本誌ニ掲載スヘキヲ以テ四月廿五日ヲ期シ續々投稿アラント希望ス尤當撰者ニハ職務上必用ノ書籍物品ヲ呈スヘク且該品ハ可成本屬長官ヘ願出御送付相受度見込ニ付寄稿ノ節ハ必ス姓名及本屬署名等詳記セラレシヲ乞フ

明治廿四年四月十六日印刷

發行人 東京市四谷區荒木町廿二番地 磯村 兌 貞

明治廿四年四月十六日出版

印刷人 同市同區同町同番地 近藤劍二郎

印刷所 麹町區下六番町十七番地 同勢舍